

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	SA 技-C-1 改 103
提出年月日	平成 29 年 12 月 6 日

## 東海第二発電所

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

平成 29 年 12 月  
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、 は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

1. 重大事故等対策
  - 1.0 重大事故等対策における共通事項
  - 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
  - 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
  - 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
  - 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
  - 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
  - 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
  - 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
  - 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等
  - 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
  - 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
  - 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
  - 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
  - 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
  - 1.14 電源の確保に関する手順等
  - 1.15 事故時の計装に関する手順等
  - 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
  - 1.17 監視測定等に関する手順等
  - 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
  - 1.19 通信連絡に関する手順等

2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの  
対応における事項

2.1 可搬型設備等による対応

## 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

### < 目 次 >

#### 1.16.1 対応手段と設備の選定

##### (1) 対応手段と設備の選定の考え方

##### (2) 対応手段と設備の選定の結果

- a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備
- b. 重大事故等対処設備, 自主対策設備, 重大事故等対処施設及び資機材
- c. 手順等

#### 1.16.2 重大事故等時の手順

##### 1.16.2.1 居住性を確保するための手順

##### (1) 中央制御室換気系による居住性の確保

- a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順
- b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順

##### (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保

- a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順
- b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順

##### (3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止

- a. 遠隔操作の場合の手順
- b. 現場において人力による操作が必要な場合の手順

##### (4) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが閉止した場合の開放

##### (5) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保

- a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順
- b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順

##### (6) 可搬型照明（S A）による居住性の確保

- a. 中央制御室の照明を確保する手順
- b. 中央制御室待避室の照明を確保する手順

(7) 中央制御室待避室による居住性の確保

- a. 中央制御室待避室の準備手順
- b. データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視手順
- c. 衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡手順

(8) その他の放射線防護措置等

(9) 重大事故等時の対応手段の選択

1. 16. 2. 2 汚染の持ち込みの防止

(1) チェンジングエリアの設置及び運用

1. 16. 2. 3 その他の手順項目について考慮する手順

添付資料 1. 16. 1 対応手段として選定した設備の電源構成図

添付資料 1. 16. 2 審査基準，基準規則と対処設備との対応表

添付資料 1. 16. 3 中央制御室換気系閉回路循環運転時及び中央制御室待避室  
使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度について

添付資料 1. 16. 4 可搬型照明（S A）を用いた場合の中央制御室の監視操作  
について

添付資料 1. 16. 5 チェンジングエリアについて

添付資料 1. 16. 6 中央制御室内に配備する資機材の数量について

添付資料 1. 16. 7 運転員等の交替要員体制の被ばく評価について

添付資料 1. 16. 8 交替要員の放射線防護と移動経路について

添付資料 1. 16. 9 手順のリンク先について

## 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

### 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント（マスク及びボンベ等）により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
  - b) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、運転員等が原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）にとどまるために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

## 1.16.1 対応手段と設備の選定

### (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備<sup>※1</sup>の他に資機材<sup>※2</sup>を用いた対応手段を選定する。

※1 自主対策設備：技術基準上全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

※2 資機材：放射線からの防護のために用いる防護具（全面マスク等）及び汚染の持ち込み防止のために用いるチェンジングエリア用資機材（テントハウス等）をいう。

また、選定した重大事故等対処設備及び重大事故等対処施設により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十九条及び技術基準規則第七十四条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備及び資機材との関係を明確にする。

（添付資料 1.16.1, 1.16.2）

### (2) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材を以下に示す。

なお、重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材と整備する手順についての関係を第 1.16-1 表に示す。

a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備

(a) 中央制御室の居住性の確保

重大事故等時に環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室の居住性を確保する手段がある。また、全交流動力電源が喪失した場合は代替交流電源設備から中央制御室の電源を確保する手段がある。

i) 中央制御室換気系による居住性の確保

中央制御室換気系による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。

- ・中央制御室
- ・中央制御室遮蔽
- ・中央制御室換気系 空気調和機ファン
- ・中央制御室換気系 フィルタ系ファン
- ・中央制御室換気系 フィルタユニット

ii) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保

原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。

- ・非常用ガス処理系 排風機
- ・非常用ガス再循環系 排風機

iii) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止

原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止に用いる設備は以下のとおり。

- ・ブローアウトパネル閉止装置
- ・ブローアウトパネル強制開放装置



iv) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保

中央制御室及び中央制御室待避室の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。

- ・中央制御室
- ・中央制御室待避室
- ・酸素濃度計<sup>※2</sup>
- ・二酸化炭素濃度計<sup>※2</sup>

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

v) 可搬型照明（S A）による照明の確保

中央制御室及び中央制御室待避室の可搬型照明（S A）による照明を確保に用いる設備は以下のとおり。

- ・中央制御室
- ・中央制御室待避室
- ・可搬型照明（S A）

vi) 中央制御室待避室による居住性確保

データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視，中央制御室待避室の準備及び衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡に用いる設備は以下のとおり。

- ・中央制御室
- ・中央制御室遮蔽
- ・中央制御室待避室
- ・中央制御室待避室遮蔽
- ・データ表示装置（待避室）
- ・中央制御室待避室 空気ボンベユニット（空気ボンベ）
- ・衛星電話設備（可搬型）（待避室）

- ・差圧計

vii) その他の放射線防護措置等

放射線防護措置等に用いる設備及び資機材は以下のとおり。

- ・中央制御室
- ・中央制御室遮蔽
- ・防護具（全面マスク）

(b) 汚染の持ち込み防止

中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する手段がある。

中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための設備及び資機材は以下のとおり。

- ・可搬型照明（S A）
- ・防護具及びチェンジングエリア用資機材

b. 重大事故等対処設備，重大事故等対処施設及び資機材

「(a) 中央制御室の居住性の確保」のために使用する設備のうち中央制御室遮蔽，中央制御室換気系 空気調和機ファン，中央制御室換気系 フィルタ系ファン，中央制御室換気系 フィルタユニット，非常用ガス処理系 排風機，非常用ガス再循環系 排風機，ブローアウトパネル閉止装置，可搬型照明（S A），衛星電話設備（可搬型）（待避室），差圧計，データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽，中央制御室待避室 空気ボンベユニット（空気ボンベ），酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置づける。

「(b) 汚染の持ち込み防止」のために使用する設備のうち，可搬型照明（S A）は重大事故等対処設備と位置づける。

中央制御室及び中央制御室待避室は重大事故等対処施設と位置づける。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。

以上の重大事故等対処設備及び重大事故等対処施設により中央制御室の居住性を確保し、汚染の持ち込みを防止することができるため以下の設備は自主対策設備と位置づける。あわせてその理由を示す。

・非常用照明

非常用照明は設計基準対象施設であり耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能であるため、可搬型蓄電池内蔵型照明の代替設備として有効である。

・ブローアウトパネル強制開放装置

操作及び動作に時間を要するが、使用可能であれば重大事故等が発生した場合に原子炉建屋外側ブローアウトパネルを確実に閉止する手段として有効である。

防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。

c. 手順等

上記の「a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段および設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

この手順は、運転員等<sup>※3</sup>及び重大事故等対応要員の対応として、「AM設備別運転手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める。（第1.16-1表）

また、事故時に監視が必要となる計器及び事故時に給電が必要となる設備についても整備する（第1.16-2表、第1.16-3表）。

※3 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員

(運転操作対応)をいう。

## 1.16.2 重大事故等時の手順

### 1.16.2.1 居住性を確保するための手順

#### (1) 中央制御室換気系による居住性の確保

環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気系による閉回路循環運転を行い、中央制御室の空気を清浄に保つ。

中央制御室換気系は交流動力電源が正常な場合は自動で閉回路循環運転の運転を行うが、全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備により受電し、系統構成実施後に手動で閉回路循環運転に切り替える。

なお、重大事故等時に、自動で切り替わらない場合においても、「b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順」に従い、手動にて切り替えを行う。

#### a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順

重大事故等時に、交流動力電源が正常な場合において、中央制御室換気系は原子炉水位低（レベル 3）、ドライウェル圧力高、原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高の何れかの隔離信号（以下「隔離信号」という。）により自動的に閉回路循環運転となるため、閉回路循環運転状態を確認するための手順を整備する。

#### (a) 手順着手の判断基準

中央制御室換気系の電源が、外部電源又は非常用ディーゼル発電機から供給可能な場合で、隔離信号の発信を確認した場合

(b) 操作手順

自動起動した中央制御室換気の動作状況を確認する手順の概要は以下のとおり。

中央制御室換気系概要図を第 1.16-1 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室換気系の自動起動の確認を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁並びに排煙装置隔離弁が閉していること及び中央制御室換気系空気調和機ファン並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンが起動していることを確認し、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室の運転員等1名にて作業を実施し、中央制御室換気系が自動起動したことを確認するまでの所要時間を約6分以内と想定する。

b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順

全交流動力電源喪失時には、中央制御室換気系が停止中であるため、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置によりモータコントロールセンタ（以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。）2C系又はMCC 2D系が受電されたことを確認した後、中央制御室換気系を起動する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、代替交流電源設備により緊急用メタルクラッド開閉装置（以下「メタルクラッド開閉装置」を「M/C」という。）が受電され、緊急用M/CからMCC 2C又はMCC 2Dが受電完了した場合

(b) 操作手順

全交流動力電源喪失により中央制御室換気系が停止している場合に、中央制御室換気系を再起動する手順の概要は以下のとおり。中央制御室換気系概要図を第 1.16-1 図に、タイムチャートを第 1.16-2 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室換気系の起動の準備を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、中央制御室換気系による閉回路循環運転を実施するために必要な電源が確保されていることを確認し、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が閉していることを確認する。なお、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が閉していないことを確認した場合、運転員等は中央制御室にて、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁を閉にし、発電長に報告する。
- ③ 発電長は、中央制御室換気系の起動を指示する。
- ④ 運転員等は、中央制御室にて、中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンを起動し、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は中央制御室の運転員等 1 名にて作業を実施し、中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンの起動までの所要時間を約 6 分以内と想定する。

(2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保

原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が環境へ放出される際の濃度を低減し、運転員等の被ばくを低減するために原子炉建屋ガス処理系を起動する手順を整備する。

全交流動力電源喪失により原子炉建屋ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備により原子炉建屋ガス処理系の電源を確保する。

なお、重大事故等時に、自動で起動しない場合においても、「b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順」に従い、手動にて起動する。

a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順

重大事故等時に、交流動力電源が正常な場合において、原子炉建屋ガス処理系は原子炉水位低（レベル 3）、ドライウェル圧力高、原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高の何れかの隔離信号（以下「隔離信号」という。）により自動的に起動するため、運転状態を確認するとともに、1 系列運転とするための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

原子炉建屋ガス処理系の電源が、外部電源又は非常用ディーゼル発

電機から供給可能な場合で、隔離信号の発信を確認した場合

(b) 操作手順

自動起動した原子炉建屋ガス処理系の動作状況を確認する手順の概要は以下のとおり。

原子炉建屋ガス処理系概要図を第 1.16-3 図に、タイムチャートを第 1.16-4 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系 A 系及び B 系の自動起動の確認を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、隔離信号により非常用ガス処理系排風機（A）及び（B）並びに非常用ガス再循環系排風機（A）及び（B）が起動したことを確認するとともに、非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認する。
- ③ 運転員等は、中央制御室にて、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。
- ④ 運転員等は、中央制御室にて、発電長に原子炉建屋ガス処理系 A 系及び B 系が自動起動したことを報告する。
- ⑤ 発電長は、環境へのガス放出量の増大、フィルタトレインに湿分を含んだ空気が流入すること等を考慮し、運転員等に原子炉建屋ガス処理系 A 系又は B 系の停止を指示する。



⑥ 運転員等は中央制御室にて、非常用ガス処理系排風機（A）及び非常用ガス再循環系排風機（A）又は非常用ガス処理系排風機（B）及び非常用ガス再循環系排風機（B）を停止し、発電長に報告する。

⑦ 発電長は、運転員等に原子炉建屋換気系が隔離していることを確認するように指示する。

⑧ 運転員等は、中央制御室にて、原子炉建屋換気系が隔離されていることを確認し、発電長に報告する。

#### (c) 操作の成立性

上記の中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて実施した場合、作業開始を判断してから原子炉建屋ガス処理系の起動を確認するまで6分以内と想定する。中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。

#### b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順

全交流動力電源喪失時には、原子炉建屋ガス処理系が停止中であるため、代替交流電源設備によりMCC 2C系又はMCC 2D系が受電されたことを確認した後、原子炉建屋ガス処理系を起動する手順を整備する。

#### (a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、代替交流電源設備により緊急用M/Cが受電され、緊急用M/CからMCC 2C系又はMCC 2D系が受電完了した場合

(b) 操作手順

全交流動力電源喪失により原子炉建屋ガス処理系が停止している場合に、原子炉建屋ガス処理系A系を再起動する手順の概要は以下のとおり。（原子炉建屋ガス処理系B系の起動手順も同様。）原子炉建屋ガス処理系概要図を第 1.16-3 図に、タイムチャートを第 1.16-5 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の起動の準備を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、非常用ガス処理系及び非常用ガス再循環系の運転を実施するために必要な排風機、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等により確認する。
- ③ 運転員等は、中央制御室にて、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。なお、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁が閉でない場合、又は非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁が開でない場合は、中央制御室にて系統構成を実施する。

④ 運転員等は、中央制御室にて、発電長に原子炉建屋ガス処理系の準備が完了したことを報告する。

⑤ 発電長は、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の起動を指示する。

⑥ 運転員等は、中央制御室にて、非常用ガス処理系排風機（A）及び非常用ガス再循環系排風機（A）を起動し、非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認した後、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は中央制御室の運転員等 1 名にて作業を実施し、中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系の起動までの所要時間を 5 分以内と想定する。

(3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止手順

重大事故等時において、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉建屋ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、ブローアウトパネル閉止装置を用いて、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部を閉止することで、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能を維持し、中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから保護する。

なお、原子炉建屋ガス処理系が停止中または原子炉建屋ガス処理系の運転を停止した場合は原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止した後に「(2)原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順」に従い、手動にて起動する。

a. 遠隔操作する場合の手順

(a) 手順着手の判断基準

原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放していることを確認した場合

(b) 操作手順

【原子炉建屋ガス処理系が運転している場合】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、中央制御室にてブローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を行う。
- ③ 運転員等は、中央制御室にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を確認した後、発電長に報告する。

【原子炉建屋ガス処理系が運転している場合】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて、中央制御室にてブローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を行う。原子炉建屋外側ブローアウトパネルが閉止しない場合は原子炉建屋ガス処理系の運転を停止して閉止する。
- ③ 運転員等は、中央制御室にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を確認した後、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は中央制御室の運転員等 1 名にて作業を実施する。中央制御室に設置されている操作盤による遠隔操作のため、速やかに対応できる。

## b. 現場において人力による操作が必要であると判断した場合の手順

### (a) 手順着手の判断基準

炉心が損傷していない場合において、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合に遠隔でブローアウトパネル閉止装置を操作できない場合

### (b) 操作手順

現場においての人力によるブローアウトパネル閉止装置の操作手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16—6 図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、現場にて、ウィンチを使用した人力でのブローアウトパネル閉止装置の操作により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を行う。
- ③ 重大事故等対応要員は、現場にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を確認した後、災害対策本部長に報告する。

### (c) 操作の成立性

上記の操作は重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施し、ブローアウトパネル 1 箇所を閉止するまでの所要時間を 40 分以内と想定する。

#### (4) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが閉止した場合の開放

##### (a) 手順着手の判断基準

ブローアウトパネル閉止装置による閉止を行うために原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を行う必要があると判断した場合

##### (b) 操作手順

現場においての油圧ジャッキによるブローアウトパネル強制開放装置の操作手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16—7 図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の開放を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、現場にて、油圧ジャッキを使用したブローアウトパネル強制開放装置の操作により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を行う。
- ③ 重大事故等対応要員は、現場にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を確認した後、災害対策本部長に報告する。

##### (c) 操作の成立性

上記の操作は重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施し、ブローアウトパネル 1 箇所を開放するまでの所要時間を 50 分以内と想定する。

#### (5) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保

##### a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順

中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室内の酸素及び二酸化

炭素濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

中央制御室換気系にて閉回路循環運転を実施している場合

(b) 操作手順

中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 運転員等は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、発電長に報告する。
- ③ 発電長は、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に確認し、中央制御室の酸素濃度が許容濃度の 19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が 0.5%を超え上昇している場合は、災害対策本部と換気のタイミングを協議により決定し、二酸化炭素濃度が許容濃度の 1%を超えるまでに、外気取入れによる換気を行い、室内の濃度管理を行う。

(c) 操作の成立性

上記の操作は中央制御室の運転員等 1 名にて作業を実施し、中央制御室換気系給排気隔離弁の開操作まで行った場合でも約 10 分以内と想定する。

(添付資料 1.16.3)

b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順

中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

中央制御室待避室を加圧している場合

(b) 操作手順

中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 運転員等は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて、中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、発電長に報告する。
- ③ 運転員等は、中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に確認し、中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の 19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が 0.5%を超え上昇している場合は、二酸化炭素濃度が許容濃度の 1%を超えるまでに、中央制御室待避室圧力を中央制御室に対して正圧に維持しながら、中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気供給差圧調整弁を操作し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を調整し、濃度管理を行う。

(c) 操作の成立性



上記の中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定・管理は、運転員等1名で行い、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の調整まで約10分以内と想定する。

(添付資料 1.16.3)

## (6) 可搬型照明（S A）による居住性の確保

### a. 中央制御室の照明を確保する手順

中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室の照明が使用できない場合において、可搬型照明（S A）により照明を確保する手順を整備する。

#### (a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合

#### (b) 操作手順

全交流動力電源喪失時の可搬型照明（S A）の設置手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16—8図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室の照明を確保するため、可搬型照明（S A）の点灯確認、可搬型照明（S A）の設置を指示する。
- ② 運転員等は、可搬型照明（S A）の内蔵蓄電池による点灯を確認のうえ、可搬型照明（S A）の設置により、中央制御室の照明を確保し、発電長に報告する。

なお、常設代替交流電源設備による給電再開後においても非常

用照明が使用できない場合は、常設代替交流電源より可搬型照明（S A）へ給電するため、可搬型照明（S A）を緊急用コンセントに接続しておく。

(c) 操作の成立性

上記の可搬型照明（S A）の設置・点灯操作は運転員等1名で実施し、所要時間を約30分以内と想定する。

運転員等は、中央制御室の照明が全て消灯した場合においても、配備されている乾電池内蔵型照明を用い、可搬型照明（S A）の設置・点灯操作が可能である。

(添付資料 1.16.4)

b. 中央制御室待避室の照明を確保する手順

中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室に可搬型照明（S A）により照明を確保する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合<sup>※1</sup>において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合

※1 格納容器雰囲気放射線モニタの $\gamma$ 線線量率が、設計基準事故における原子炉冷却材喪失時の追加放出量に相当する指示値の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

(b) 操作手順

中央制御室待避室に可搬型照明（S A）を設置する手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16—9 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室待避室の照明を確保するため、可搬型照明（S A）の点灯確認、可搬型照明（S A）の設置を指示する。
- ② 運転員等は、可搬型照明（S A）の内蔵蓄電池による点灯を確認のうえ、可搬型照明（S A）の設置により、中央制御室待避室の照明を確保し、発電長に報告する。

なお、常設代替交流電源設備による給電再開後は、常設代替交流電源より可搬型照明（S A）へ給電するため、可搬型照明（S A）を緊急用コンセントに接続しておく。

(c) 操作の成立性

上記、中央制御室待避室への可搬型照明（S A）の設置は運転員等 1 名で実施し、所要時間を約 15 分以内と想定する。

運転員等は、中央制御室待避室の照明が全て消灯した場合においても、配備されている乾電池内蔵型照明を用い、可搬型照明（S A）の設置・点灯操作が可能である。

(7) 中央制御室待避室による居住性の確保

a. 中央制御室待避室の準備手順

格納容器圧力逃がし装置を使用する際に待避する中央制御室待避室を中央制御室待避室空気ボンベユニットにより加圧し、中央制御室待避室の居住性を確保するための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合

- ① 炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>において、サプレッション・プール水位指示値が通常水位+6.4m<sup>\*2</sup>に到達した場合
- ② 炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御ができず、原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）が供給された場合において、原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3%に到達した場合

※2 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの前に、速やかに待避室の加圧を行えるよう設定している。なお、サプレッション・プール水位が通常水位+6.4mから+6.5mに到達するまでは評価上約20分である。

(b) 操作手順

中央制御室待避室の中央制御室待避室空気ポンベユニットによる加圧手順の概要は以下のとおり。中央制御室待避室の正圧化バウンダリ構成図を第 1.16—10 図に、中央制御室待避室を加圧するための中央制御室待避室空気ポンベユニットの概要図を第 1.16—11 図に示す。  
タイムチャートを第 1.16—9 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室待避室の加圧を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室待避室空気ポンベユニットの空気ポンベ集合弁及び空気供給差圧調整弁前後弁を開操作した後に、中央制御室待避室内の空気供給差圧調整弁の調整開操作を実施し、中央

制御室待避室の加圧を開始し、発電長に報告する。

- ③ 発電長は、運転員等に中央制御室待避室の差圧計を確認し、中央制御室待避室の圧力を中央制御室に対し正圧に維持するように指示する。
- ④ 運転員等は、中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室空気ポンベユニットの空気供給差圧調整弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室に対し正圧（約10Pa）に維持し、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

中央制御室待避室の加圧操作は運転員等1名で行い、加圧完了までの所要時間は10分以内と想定する。このうち、空気ポンベユニットの空気供給差圧調整弁の操作から正圧に達するまでの時間は1分以内である。また、手順着手の判断基準が炉心損傷の確認となっていることから、当該操作は運転員等の被ばく防護の観点から、事象発生後の短い時間で対応することが望ましい。よって、現状の有効性評価シナリオにおいて、「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗」を含む雰囲気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）の作業と所要時間（代替循環冷却系を使用できない場合）のタイムチャート（第1.16-13図、第1.16-14図）で作業項目の成立性を確認した。

b. データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視手順

運転員等が中央制御室待避室に待避後も、データ表示装置（待避室）にてプラントパラメータを継続して監視できるよう手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合

(b) 操作手順

中央制御室待避室にて、データ表示装置（待避室）を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。データ表示装置（待避室）に関するデータ伝送の概要を第 1.16-12 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にデータ表示装置（待避室）の起動、パラメータ監視を指示する。
- ② 運転員等は、データ表示装置（待避室）を電源に接続し、端末を起動し、プラントパラメータの監視準備を行い、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記、データ表示装置（待避室）の起動操作は運転員等 1 名で実施し、所要時間を約 15 分以内と想定する。

c. 衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡手順

運転員等が中央制御室待避室に待避後も、衛星電話設備（可搬型）（待避室）にて発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるように手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合

(b) 操作手順

中央制御室待避室に衛星電話設備（可搬型）（待避室）を設置する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16—9 図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に衛星電話設備（可搬型）（待避室）の設置を指示する。
- ② 運転員は、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を衛星制御装置に接続し、電源を「入」操作し、通信連絡準備を行い、発電長に報告する。
- ③ 通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

(c) 操作の成立性

上記の中央制御室待避室における衛星電話設備（可搬型）（待避室）の設置は運転員 1 名で行い、所要時間を約 5 分以内と想定する。

(8) その他の放射線防護措置等

a. 炉心損傷判断後に現場作業等を行う際に全面マスクを着用する手順

運転員等は、中央制御室又は中央制御室待避室に滞在中は、中央制御室・中央制御室待避室の設計上、全面マスクを着用する必要はないが、中央制御室換気系等の機能喪失時や現場作業等を考慮し、全面マスクを着用する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合

- ① 炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>で、その後現場作業等を行う場合
- ② 炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>で、中央制御室換気系または原子炉建屋ガス処理系が機能喪失した場合

(b) 操作手順

炉心損傷判断後に現場作業等を行う際に全面マスクを着用する手順は以下のとおり。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、炉心損傷判断後の現場作業等において、運転員等に全面マスク着用を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室内にて全面マスクを着用し、リークチェックを行い、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

全交流動力電源喪失時においても、内蔵蓄電池又は代替交流電源設備より受電可能な可搬型照明（S A）を設置することで照明を確保できるため、全面マスクの装着は可能である。

b. 放射線防護に関する教育等について

施設定期検査等においてマスク着用の機会があることから、基本的にマスクの着用に関して習熟している。

また、放射線業務従事者指定時及び定期的に、放射線防護に関する教育・訓練を実施している。講師による指導のもとフィッティングテストを使用したマスク着用訓練において、漏れ率（フィルタ透過率含む）



2%を担保できるよう正しくマスクを着用できることを確認する。

c. 重大事故等時の運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化

炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合、運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電長は災害対策本部と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を整備する。交代要員体制は、交代要員として通常勤務帯の運転員等を当直交代サイクルに充て構成する等の運用を行うことで、被ばく線量の平準化を行う。また、運転員等について運転員等交代に伴う移動時の放射線防護措置や、チェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員等の被ばく低減を図る。

(添付資料 1.16.5, 添付資料 1.16.6, 添付資料 1.16.7)

(9) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択フローチャートを第 1.16-15 図に示す。

中央制御室の照明は、自主対策設備である非常用照明を優先して使用する。

非常用照明が使用できない場合は、重大事故等対処設備である可搬型照明（S A）を設置し、内蔵蓄電池からの給電により使用することで照明を確保する。代替交流電源設備からの給電開始後においても非常用照明が使用できない場合は、可搬型照明（S A）を代替交流電源設備からの給電に切り替え、引き続き照明を確保する。

## 1.16.2.2 汚染の持ち込みの防止

### (1) チェンジングエリアの設置及び運用

中央制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。

また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、可搬型照明（SA）を設置する。

#### a. 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条特定事象<sup>※3</sup>が発生した場合

※3 「原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4号のすべての項目」  
及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号表イのすべての項目」

#### b. 操作手順

チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-16図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に中央制御室の出入口付近に、チェンジングエリアを設置するよう指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型照明（SA）を設置し、照明を確保する。
- ③ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所にて、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、テントハウスを展開し、

養生シート及びテープを用い、テントハウス間及び床・壁等を隙間なく養生する。

- ④ 重大事故等対応要員は、チェン징ングエリア設置場所にて、各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、チェン징ングエリア設置場所にて、簡易シャワー等を設置する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、チェン징ングエリア設置場所にて、脱衣収納袋、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

#### c. 操作の成立性

上記の対応は、重大事故等対応要員 2 名で行い、作業開始から約 170 分以内と想定する。

チェン징ングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、要員や物品の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設けることで、重大事故等対応要員が汚染検査及び除染を行うとともに、チェン징ングエリアの汚染管理を行うことが可能である。

なお、汚染検査方法に関してはチェン징ングエリア内に案内を掲示する。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、クリーンウエスでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物とすることで廃棄物管理が可能である。

全交流動力電源喪失時においても、可搬型照明（SA）を設置するこ

とでチェン징ングエリアの設置及び運用のための照度の確保が可能である。

(添付資料 1.16.5 1.16.8)

#### 1.16.2.3 その他の手順項目について考慮する手順

代替交流電源設備による中央制御室の電源への給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

中央制御室と屋内現場、緊急時対策所等通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第 1.16-1 表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (1/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
中央制御室の居住性の確保	—	中央制御室換気系による居住性の確保	主要設備	中央制御室	重大事故等 対処施設
			関連設備	中央制御室遮蔽 中央制御室換気系 空気調和機ファン 中央制御室換気系 フィルタ系ファン 中央制御室換気系 フィルタユニット	重大事故等 対処設備
—	—	原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保	主要設備	非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス再循環系 排風機	重大事故等 対処設備
			関連設備	非常用ガス処理系排気筒 常設代替交流電源設備※3 ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備※3 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ 交流電源設備※3 ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※3 ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

※4 防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材（放射線防護措置）

※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第 1.16-1 表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (2/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書 <sup>※1</sup>	
中央制御室の居住性の確保	—	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止	設備 主要	ブローアウトパネル閉止装置	重大事故等 対処設備	AM設備別 操作手順書  重大事故等 対策要領
			関連 設備	ブローアウトパネル開閉状態表示 原子炉建屋原子炉棟 交流電源設備 <sup>※3</sup> ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 <sup>※3</sup> ・ 軽油貯蔵タンク ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 交流電源設備 <sup>※3</sup> ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 <sup>※3</sup> ・ 軽油貯蔵タンク ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ		
				ブローアウトパネル強制開放装置		
—	二酸化炭素濃度計及び二酸化炭素濃度の居住性確保	主要 設備	中央制御室 中央制御室待避室	重大事故等 対処施設	AM設備別 操作手順書	
			酸素濃度計 <sup>※2</sup> 二酸化炭素濃度計 <sup>※2</sup>	重大事故等 対処設備		

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

※4 防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材(放射線防護措置)

※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ(計器)であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第 1.16-1 表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (3/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備		整備する手順書 <sup>※1</sup>	
中央制御室の居住性の確保	—	可搬型照明 (S A) による居住性の確保	主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	処故重 施等大 設対事	A M 設備 別操作手 順書  重大事故 等対策要 領
				可搬型照明 (S A)	処 故 重 設 備 等 対 事	
			関連設備	常設代替交流電源設備 <sup>※3</sup> ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備 <sup>※3</sup> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重 大 事 故 等 対 処 設 備	
—	—	非常用照明	設対自 備策主	—		
中央制御室の居住性の確保	—	中央制御室待避室による居住性の確保	主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	重 大 事 故 等 対 処 施 設	A M 設備 別操作手 順書  重大事故 等対策要 領
				中央制御室遮蔽 中央制御室待避室遮蔽	重 大 事 故 等 対 処 設 備	
				データ表示装置 (待避室)		
				中央制御室待避室 空気ポンプユニット (空気ポン ベ)		
				衛星電話設備 (可搬型) (待避室) 差圧計 <sup>※5</sup>		
			関連設備	衛星電話設備 (屋外アンテナ) 衛星制御装置 衛星制御装置～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 中央制御室待避室 空気ポンプユニット (配管・弁)	重 大 事 故 等 対 処 設 備	
常設代替交流電源設備 <sup>※3</sup> ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備 <sup>※3</sup> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ						

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

※4 防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材 (放射線防護措置)

※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり, 重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は, 「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対象施設と整備する手順 (4/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書 <sup>※1</sup>
中央制御室の居住性の確保	-	その他の放射線防護措置等	主要設備	中央制御室	重大事故等対処施設	重大事故等対策要領
				中央制御室遮蔽	重大事故等対処設備	
			防護具(全面マスク)			
汚染の持ち込み防止	-	チェンジングエリアの設置及び運用	主要設備	可搬型照明 (SA)	重大事故等対処設備	AM 設備別操作手順書 重大事故等対策要領
			設備関連	常設代替交流電源設備 <sup>※3</sup> ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 <sup>※3</sup> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ		
			防護具及びチェンジングエリア用資機材			

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

※4 防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材(放射線防護措置)

※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ(計器)であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。



第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/3)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)
1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (1) 中央制御室換気系居住性の確保		
a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順	判断基準	信号 原子炉水位低 <sup>※1</sup> ドライウエル圧力 <sup>※1</sup> 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ <sup>※2</sup> 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ <sup>※2</sup>
	電源 (確保)	M/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D電圧 <sup>※3</sup>
	操作	中央制御室換気系の運転 —
b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順	判断基準	M/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D電圧 <sup>※3</sup>
	操作	中央制御室換気系の運転 —
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保		
a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順	判断基準	信号 原子炉水位低 <sup>※1</sup> ドライウエル圧力 <sup>※1</sup> 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ <sup>※2</sup> 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ <sup>※2</sup>
	電源 (確保)	M/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D電圧 <sup>※3</sup>
	操作	非常用ガス処理系運転状態 非常用ガス再循環系運転状態
b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順	判断基準	M/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D電圧 <sup>※3</sup>
	操作	非常用ガス処理系運転状態 非常用ガス再循環系運転状態
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止		
a. 遠隔操作の場合の手順	判断	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放 ブローアウトパネル開閉状態表示 <sup>※4</sup>
	操作	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止 —
b. 現場において人力による操作が必要な場合の手順	判断	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放 ブローアウトパネル開閉状態表示 <sup>※4</sup>
	操作	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止 —

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。  
 ※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。  
 ※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ (計器) については、重大事故等対処設備とする。  
 ※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (2/3)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (5) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保		
a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理	判断基準 信号	原子炉水位低 <sup>※1</sup> ドライウエル圧力 <sup>※1</sup> 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ <sup>※2</sup> 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ <sup>※2</sup>
	電源 (確保)	M/C 2 C 電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D 電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C 電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D 電圧 <sup>※3</sup>
	操作 中央制御室内の環境監視	酸素濃度計 <sup>※4</sup> 二酸化炭素濃度計 <sup>※4</sup>
b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理	判断基準 中央制御室内の環境監視	差圧計 <sup>※4</sup>
	操作 中央制御室待避室内の環境監視	酸素濃度計 <sup>※4</sup> 二酸化炭素濃度計 <sup>※4</sup>
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (6) 可搬型照明 (SA) による居住性の確保		
a. 中央制御室の照明の確保	判断基準 電源 (喪失)	M/C 2 C 電圧 <sup>※3</sup> M/C 2 D 電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 C 電圧 <sup>※3</sup> P/C 2 D 電圧 <sup>※3</sup>
	操作 可搬型照明 (SA) の設置	—
b. 中央制御室待避室の照明の確保	判断基準 原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) <sup>※1</sup> 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) <sup>※1</sup>
	判断基準 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度 <sup>※1</sup>
	操作 可搬型照明 (SA) の設置	—

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
- ※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ (計器) については、重大事故等対処設備とする。
- ※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器

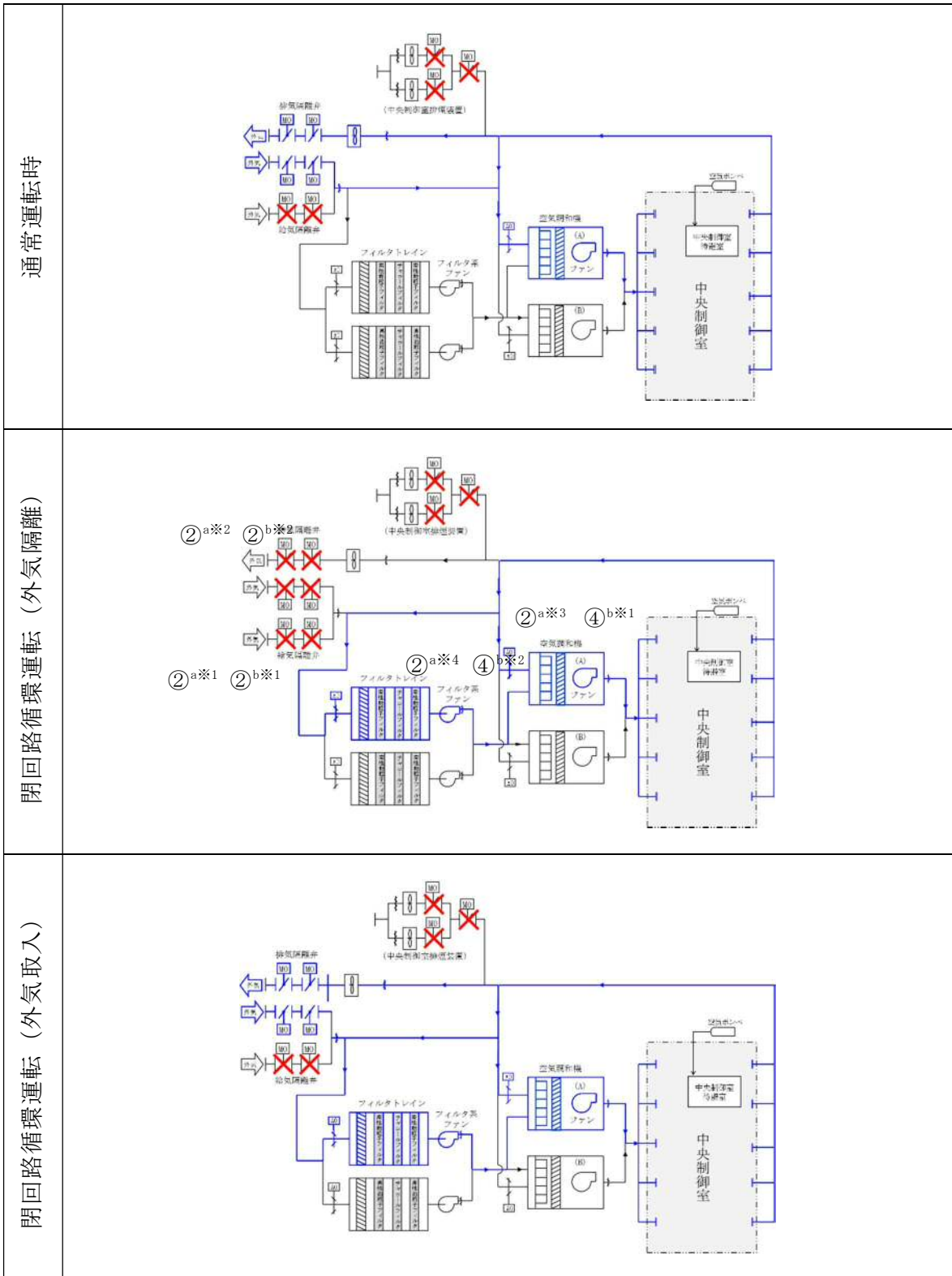
監視計器一覧 (3/3)

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)
1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (7) 中央制御室待避室による居住性の確保		
a. 中央制御室待避室の準備	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率 ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) ※1
		原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器表面温度※1
		原子炉格納容器内の水位 サブプレッション・プール水位※1
	操作	中央制御室待避室の加圧 差圧計※4
b. データ表示装置によるプラントパラメータの監視	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率 ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) ※1
		原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器表面温度※1
c. 衛星電話装置 (可搬型) (待避室) による通信連絡	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率 ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) ※1
		原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器表面温度※1
(1) チェンジングエリアの設置及び運用手順	操作	衛星電話装置 (可搬型) (待避室) による通信連絡 —
	判断基準	—
1.16.2.2 汚染の持ち込みの防止 (1) チェンジングエリアの設置及び運用手順		
(1) チェンジングエリアの設置及び運用手順	判断基準	—
	操作	チェンジングエリアの設置 GM汚染サーベイメータ

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
- ※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ (計器) については、重大事故等対処設備とする。
- ※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

第 1.16-3 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
<p>【1.16】 原子炉制御室の居住性等に 関する手順等</p>	中央制御室換気系 空気調和機ファン	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
	中央制御室換気系 フィルタ系ファン	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
	中央制御室換気系 給気隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
	中央制御室換気系 排気隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
	中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
	非常用ガス処理系 排風機	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
	非常用ガス再循環系 排風機	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
	原子炉建屋ガス処理系 A0 弁用制御電源	A系：125V A系蓄電池 B系：125V B系蓄電池
	可搬型照明（SA）	緊急用MCC
	ブローアウトパネル閉止装置	緊急用MCC
ブローアウトパネル開閉状態表示	緊急用 125V 系蓄電池	



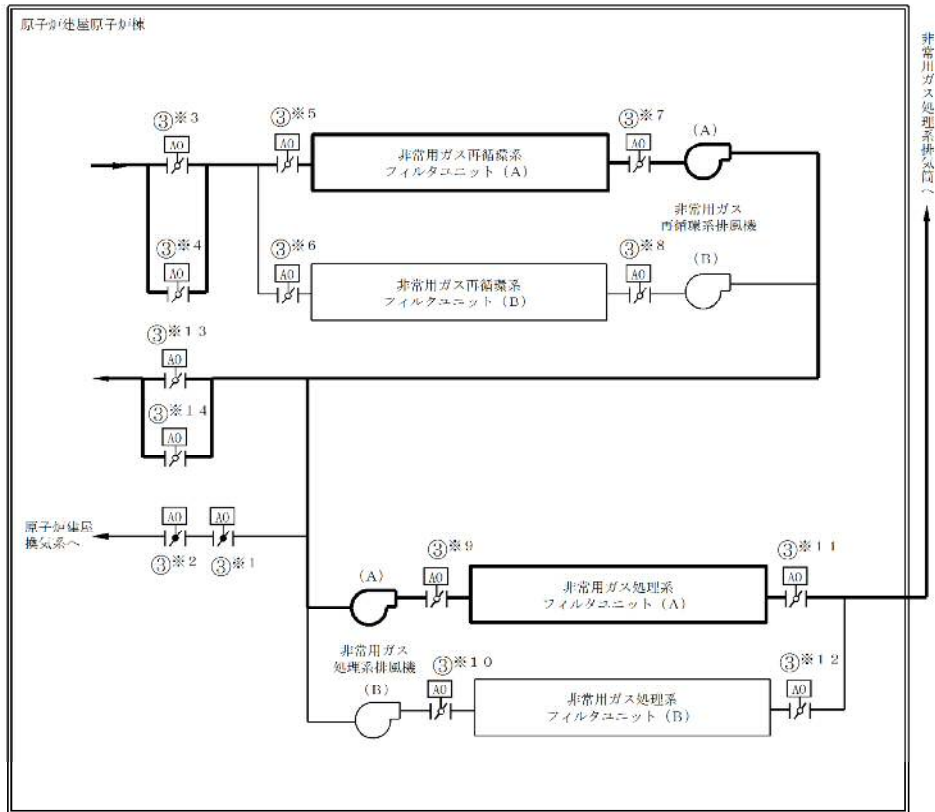
操作手順	名称
② <sup>a</sup> *1 ② <sup>b</sup> *1	中央制御室換気系給気隔離弁
② <sup>a</sup> *2 ② <sup>b</sup> *2	中央制御室換気系排気隔離弁
② <sup>a</sup> *3 ④ <sup>b</sup> *1	中央制御室換気系空気調和機ファン
② <sup>a</sup> *4 ④ <sup>b</sup> *2	中央制御室換気系フィルタ系ファン

記載例①<sup>a</sup>\*1 aは交流動力電源が正常な場合の手順，bは全交流動力電源が喪失した場合を示す。  
 ※1 同一操作手順番号内の操作対象又は確認対象を示し，数字は対象順を示す。

第 1.16-1 図 中央制御室換気系概要図 (A系運転時)

		経過時間 (分)									備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
手順の項目	実施箇所・必要員数	交流電源確保 ▽6分 中央制御室換気系 閉回路電源確保の稼働										
中央制御室換気系による居住性の確保	運転員等 (中央制御室)	1	手動起動操作									

第 1.16—2 図 中央制御室換気系による居住性の確保タイムチャート  
(全交流動力電源が喪失した場合)



操作手順	名称
③※1, ③※2	非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁
③※3, ③※4	非常用ガス再循環系系統入口弁
③※5, ③※6	非常用ガス再循環系トレイン入口弁
③※7, ③※8	非常用ガス再循環系トレイン出口弁
③※9, ③※10	非常用ガス処理系トレイン入口弁
③※11, ③※12	非常用ガス処理系トレイン出口弁
③※13, ③※14	非常用ガス再循環系系統再循環弁

- 記載例 ○ 操作手順番号を示す。  
 ○※1 同一操作手順番号内の複数の操作又は確認を実施する対象便がある場合は、その実施順を示す。

第 1.16-3 図 原子炉建屋ガス処理系概要図

(A系運転時)

		経過時間(分)										備考	
		2	4	6	8	10	12	14	16	18			
手順の項目	実施箇所・必要要員数	▽6分 原子炉建屋ガス処理系の起動 ▽12分 原子炉建屋ガス処理系1系統停止											
原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 (自動起動信号が発信した場合)	運転員等 (中央制御室)	1	自動起動確認			1系統停止操作							

第 1.16—4 図 原子炉建屋ガス処理系（交流電源が正常な場合）運転の  
タイムチャート

		経過時間(分)									備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
手順の項目	実施箇所・必要要員数	▽交流電源確保 ▽5分原子炉建屋ガス処理系の起動の確認										
原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 (手動起動の場合)	運転員等 (中央制御室)	1	手動起動操作									

第 1.16—5 図 原子炉建屋ガス処理系（全交流動力電源が喪失した場合）運転  
のタイムチャート

		経過時間(分)										備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90			
手順の項目	実施箇所・必要要員数	起動開始 ▽原子炉建屋外側ブローアウトパネル閉止の確認 ▽緊急時対策室から中央制御室チェンジングエリア設置箇所へ移動											
原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止手順 (現場においての人力による操作)	重大事故等 対応要員	2	人力によるブローアウトパネル閉止設置操作										

第 1.16—6 図 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止（現場において人力による操作が必要な場合）のタイムチャート

		経過時間(分)										備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90			
手順の項目	実施箇所・必要要員数	起動開始 ▽原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放の確認 ▽緊急時対策室から中央制御室チェンジングエリア設置箇所へ移動											
原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放手順 (現場においての操作)	重大事故等 対応要員	2	前記ジャケットによるブローアウトパネル強制開放設置操作										

第 1.16—7 図 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放のタイムチャート

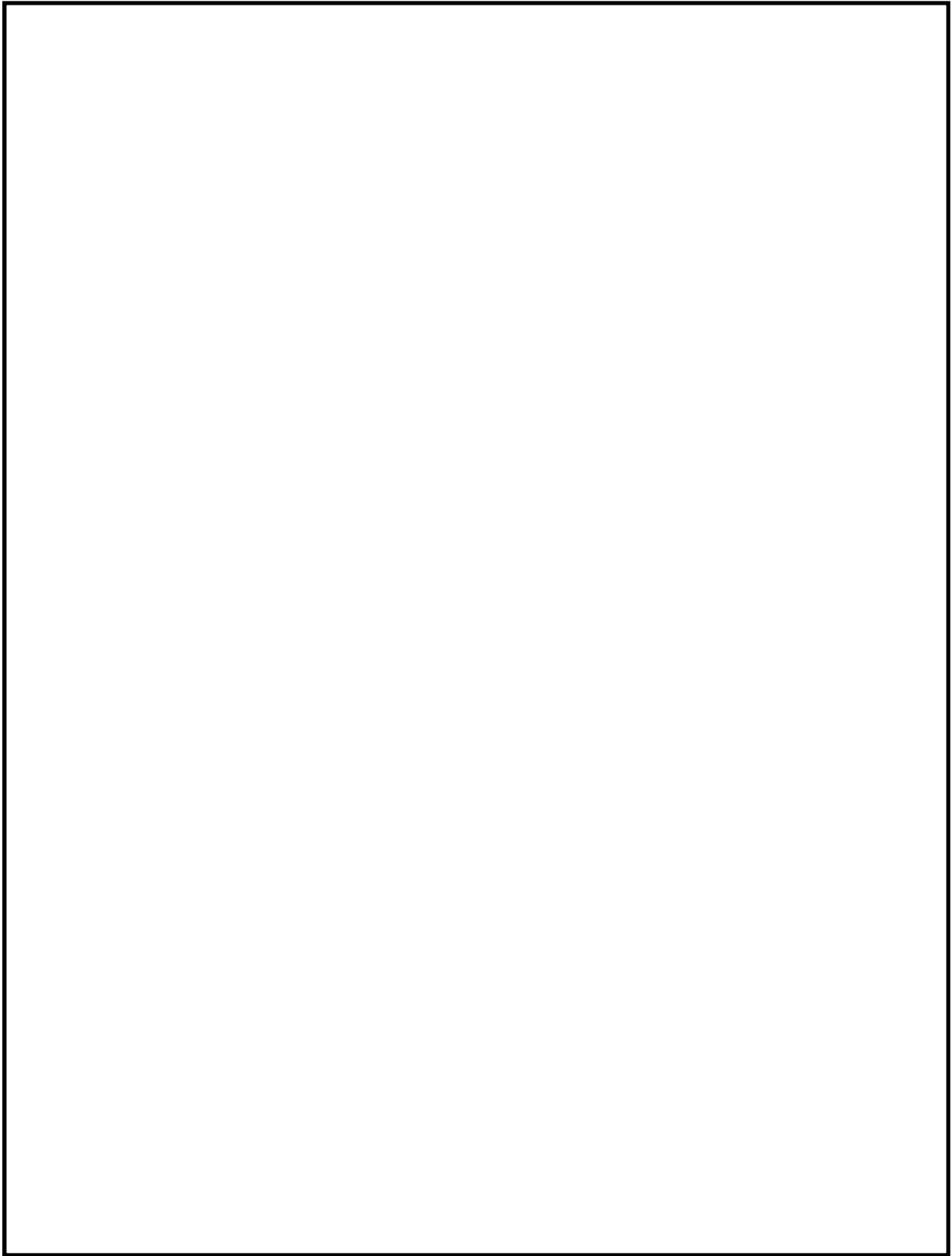


		経過時間(分)										備考
		5	10	15	20	25	30	35	40	45		
手順の項目	実施箇所・必要要員数	√15分 可搬型照明2個による照明の確保 √30分 可搬型照明4個による照明の確保										
中央制御室への 可搬型照明の設置	運転員等 (中央制御室)	1	移動、電源の解除(2個)									
			設置、電源確認(2個)									
			移動、電源の解除(2個)									
			設置、電源確認(2個)									

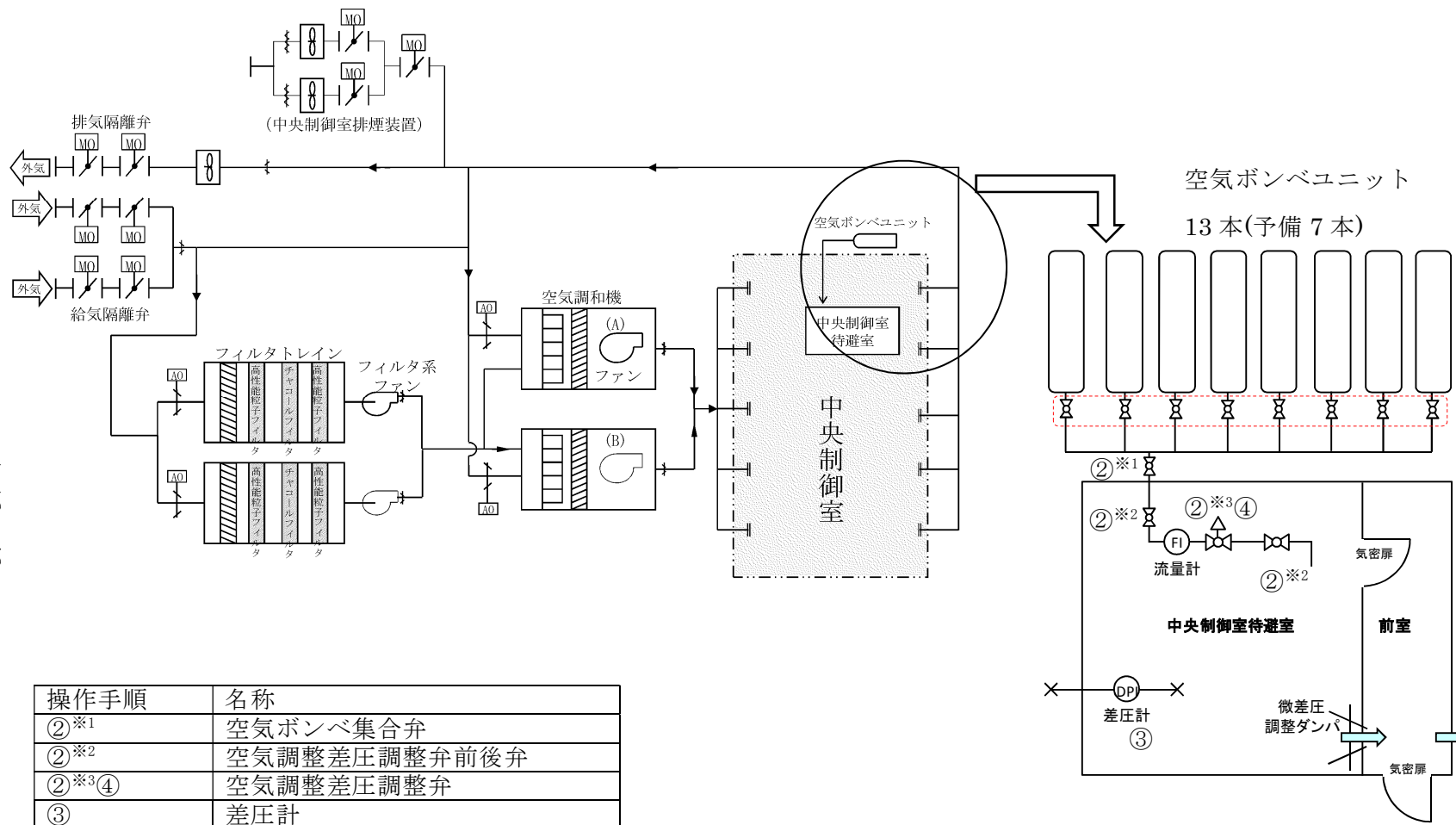
第 1.16—8 図 中央制御室の照明の確保のタイムチャート

		経過時間(分)										備考
		5	10	15	20	25	30	35	40	45		
手順の項目	実施箇所・必要要員数	√15分 可搬型照明2個による照明の確保 √30分 可搬型照明4個による照明の確保										
中央制御室への 可搬型照明の設置	運転員等 (中央制御室)	1	移動、電源の解除(2個)									
			設置、電源確認(2個)									
			移動、電源の解除(2個)									
			設置、電源確認(2個)									

第 1.16—9 図 中央制御室の照明の確保のタイムチャート

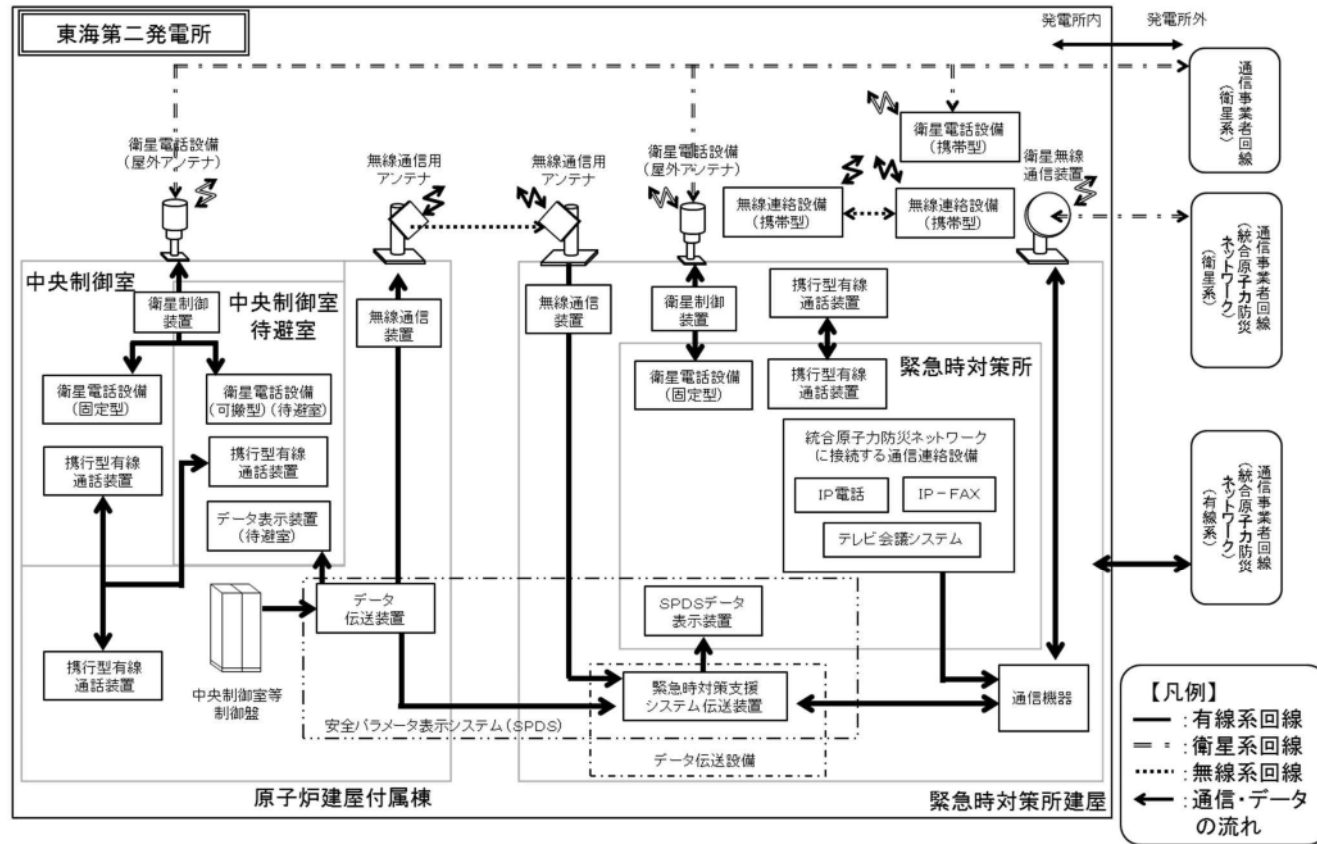


第 1.16—10 図 中央制御室待避室正圧化バウンダリ構成図



記載例 ①※1 ※1 :同一操作手順番号内の操作対象又は確認対象を示し、数字は対象順を示す。

第 1.16-11 図 中央制御室待避室空気ポンベユニット概要図



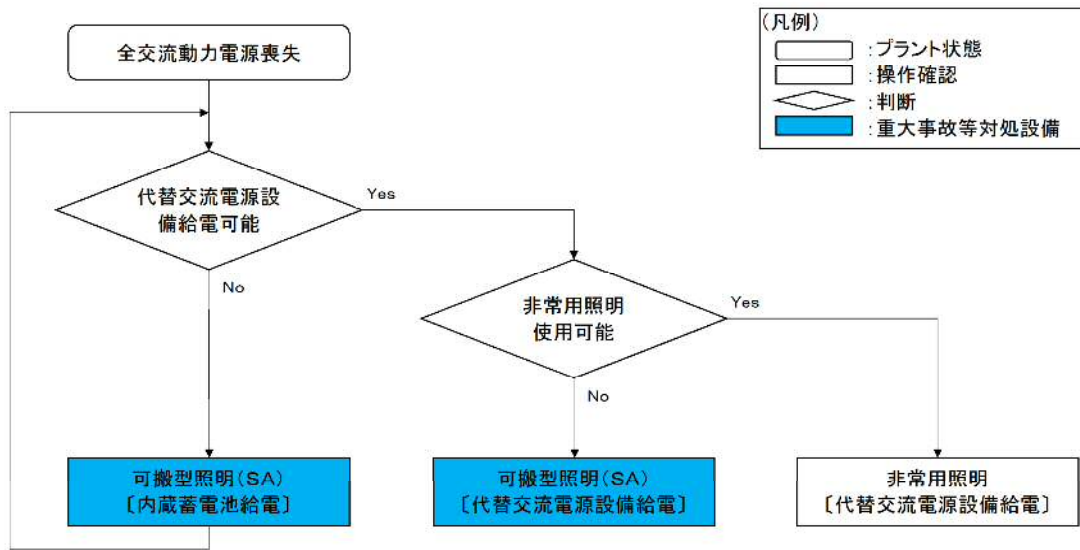
※1：通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から緊急時対策支援システム（ERS S）となる。

第 1.16-12 図 データ表示装置（待避室）に関するデータ伝送の概要



第 1.16-13 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）」の作業と所要時間（代替循環冷却系を使用できない場合）（1/2）



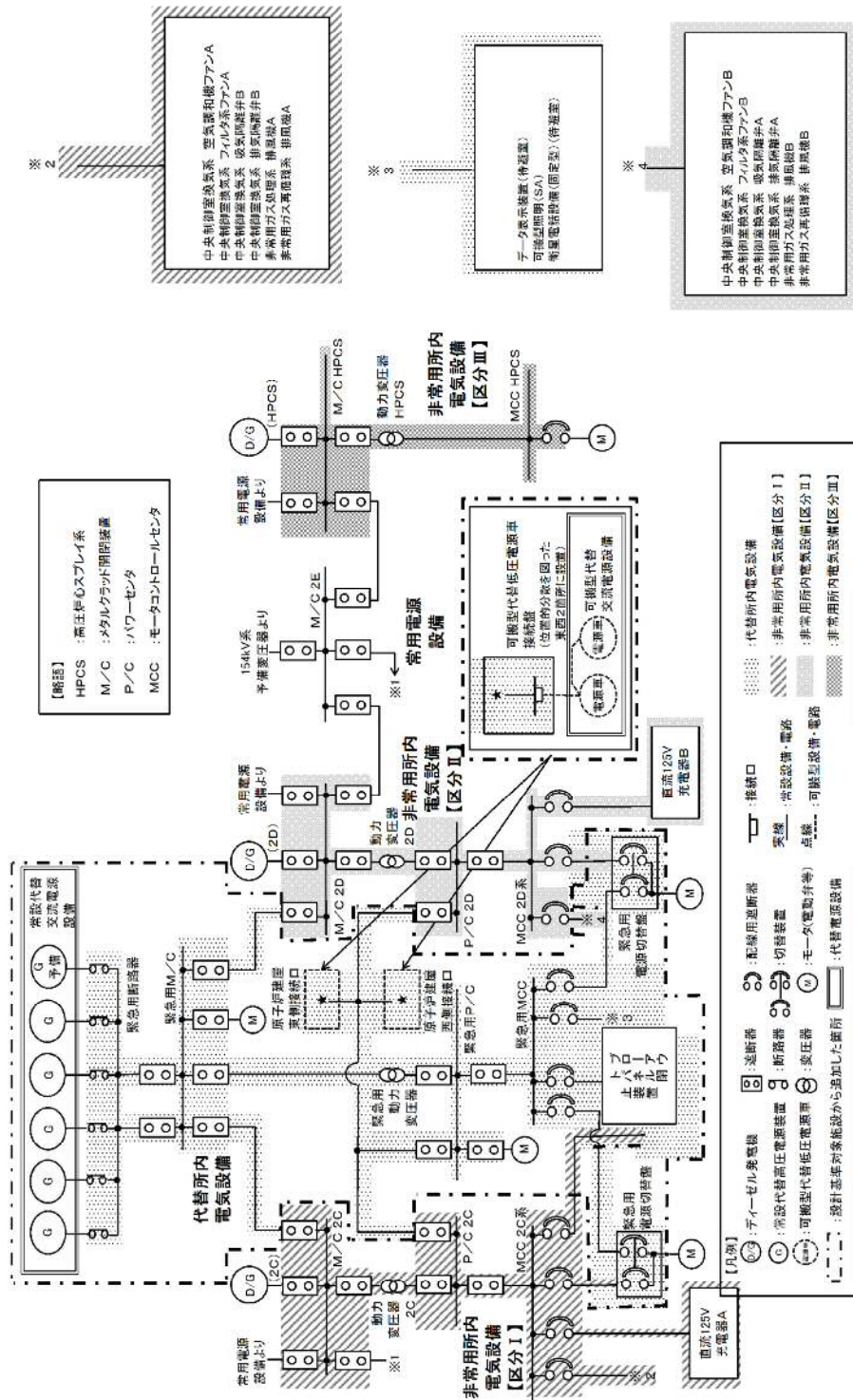


第 1.16—15 図 対応手段選択フローチャート

		経過時間(分)										備考	
		20	40	60	80	100	120	140	160	180			
手順の項目	要員(数)	活動開始 緊急時対策所から中央制御室 ▽チェンジングエリア設置箇所へ移動 ▽チェンジングエリア初期運用開始 チェンジングエリア 設置完了 ▽(170分)											
チェンジングエリアの設置及び運用	重大事故等対応要員	2	資機材準備										
			サーベイエリア・除染エリアテントハウス設置										
			サーベイエリア・除染エリア機材設置										
			脱衣エリアテントハウス設置										
			脱衣エリア機材設置										

第 1.16—16 図 中央制御室チェンジングエリア設置 タイムチャート





第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図 (1/2)



審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (1/6)

技術的能力審査基準(1.16)	番号	設置許可基準規則(59条)	技術基準規則(74条)	番号
<p><b>【本文】</b> 発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員等がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	①	<p><b>【本文】</b> 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p><b>【本文】</b> 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p>	④
<p><b>【解釈】</b> —</p>	—	<p><b>【解釈】</b> 1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p>	<p><b>【解釈】</b> 1 第74条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第64条、第65条、第66条又は第67条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p>	—
<p>1 「運転員等がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント（マスク及びポンプ等）により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	—	<p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p>	<p>2 第74条に規定する「運転員が第三十八条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p>	—
<p>a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員等がとどまるために必要な手順等を整備すること。</p>	②	<p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	⑤※1
<p>b) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。</p>	③※1	<p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p>	<p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p>	
		<p>① 本規定第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員等の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p>	<p>① 設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員等の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p>	⑥

※1：原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）

は、技術的能力「1.14 電源の確保に関する手順等」で整理

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (2/6)

技術的能力審査基準(1.16)	番号	設置許可基準規則(59条)	技術基準規則(74条)	番号
		<p>② 運転員等はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員等の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>② 運転員等はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員等の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	⑥
		<p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	⑦
		<p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等（BWRの場合）又はアニュラス空気再循環設備等（PWRの場合）を設置すること。</p>	<p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等（BWRの場合）又はアニュラス空気再循環設備等（PWRの場合）を設置すること。</p>	⑧
		<p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	<p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	⑨

※1：原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）は、技術的能力「1.14 電源の確保に関する手順等」で整理

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (3/6)

重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合するための資機材					自主対策設備						
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称					
居住性の確保	中央制御室	既設	① ② ③ ④ ⑧ ⑨	-	-	-					
	中央制御室遮蔽	既設									
	中央制御室換気系空気調和機ファン	既設									
	中央制御室換気系フィルタ系ファン	既設									
	中央制御室換気系フィルタユニット	既設									
	非常用ガス処理系排風機	既設									
	非常用ガス再循環系排風機	既設									
	中央制御室換気系ダクト・ダンパ	既設									
	中央制御室換気系 給排気隔離弁	既設									
	中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	既設									
	非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン	既設									
	非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン	既設									
	非常用ガス処理系排気筒	既設									
	原子炉建屋原子炉棟	既設									
	ブローアウトパネル閉止装置	新設									
	ブローアウトパネル開閉状態表示	新設									
	常設代替高圧電源装置	新設									
	可搬型代替交流電源設備	新設									
	非常用交流電源設備	既設									
	燃料給油設備	新設									
											ブローアウトパネル強制開放装置
		中央制御室					既設	① ② ③ ④	-	-	-
	中央制御室待避室	新設									
	酸素濃度計	新設									
	二酸化炭素濃度計	新設									

※1：手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（4/6）

重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合するための資機材					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
居住性の確保	中央制御室	既設	① ② ③ ④	-	-	-
	中央制御室遮蔽	既設				
	中央制御室待避室	新設				
	中央制御室待避室遮蔽	新設				
	可搬型照明（SA）	新設				
	常設代替高圧電源装置	新設				
	可搬型代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設				
	中央制御室	既設	① ② ③ ④ ⑤	-	-	-
	中央制御室遮蔽	既設				
	中央制御室待避室	新設				
	中央制御室待避室遮蔽	新設				
	中央制御室待避室 空気ポンプユニット（空気ポンプ）	新設				
	データ表示装置（待避室）	新設				
	衛星電話設備（可搬型）（待避室）	新設				
	差圧計	新設				
	衛星電話設備（屋外アンテナ）	新設				
	衛星制御装置	新設				
	衛星制御装置～衛星電話設備（屋外アンテナ）電路	新設				
	中央制御室待避室 空気ポンプユニット（配管・弁）	新設				
常設代替高圧電源装置	新設					
可搬型代替交流電源設備	新設					
燃料給油設備	新設					

※1：手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (5/6)

重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合するための資機材					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
汚染持ち込み防止	可搬型照明 (SA)	新設	① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	-	-	-
	常設代替高圧電源装置	新設				
	可搬型代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設				
	防護具及びチェンジア用資機材※1	新設				
						非常用照明
放射線防護に関する教育等	-	-	① ② ④	-	-	-
運転員等の被ばく低減及び平準化	-	-	① ② ④	-	-	-

※1 本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材等 (放射線防護措置)

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (6/6)

技術的能力審査基準(1.16)	適合方針
<p><b>【要求事項】</b>            発電用原子炉設置者において，原子炉制御室に関し，重大事故が発生した場合においても運転員等がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか，又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	<p>重大事故が発生した場合においても中央制御室換気系，原子炉建屋ガス処理系，可搬型照明（S A）及び中央制御室待避室等により中央制御室に運転員がとどまるために必要な手順を整備する。</p>
<p><b>【解釈】</b>            1 「運転員等がとどまるために必要な手順等」とは，以下に掲げる措置（原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント（マスク及びボンベ等）により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>—</p>
<p>a) 重大事故が発生した場合においても，放射線防護措置等により，運転員等がとどまるために必要な手順等を整備すること。</p>	<p>重大事故が発生した場合においても資機材等（防護具及びチェンジングエリア用資機材）を用いた放射線防護措置により中央制御室に運転員がとどまるために必要な手順を整備する。</p>
<p>b) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が，代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。</p>	<p>原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が，常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置または可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）は，技術的能力「1.14 電源の確保に関する手順等」で整備する。</p>



中央制御室換気系閉回路循環運転時及び中央制御室待避室使用時の  
酸素濃度及び二酸化炭素濃度について

中央制御室換気系が閉回路循環運転の場合、及び格納容器圧力逃し装置作動時に使用する中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価を、「空気調和・衛生工学便覧 空気調和設備設計」に基づき実施した。

1. 酸素濃度，二酸化炭素濃度に関する法令要求について

酸素濃度・二酸化炭素濃度計による室内酸素濃度，二酸化炭素濃度管理は，労働安全衛生法，J E A C 4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員等の事故時被ばくに関する規定」及び鉱山保安法施行規則に基づき，酸素濃度が19%以上，かつ，二酸化炭素濃度が1%以下で運用する。

酸素欠乏症等防止規則（一部抜粋）  
（定義）  
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。  
（換気）  
第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

鉱山保安法施行規則（一部抜粋）  
第十六条の一  
一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

酸素濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16%	頭痛、吐き気
12%	目まい、筋力低下
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

（出典：厚生労働省リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」）

J E A C 4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員等の事故時被ばくに関する規定」 (一部抜粋)  
 【付属書解説 2.5.2】事故時の外気の取り込み  
 中央制御室換気空調設備の隔離が長期に亘る場合には、中央制御室内の CO<sub>2</sub> 濃度の上昇による運転員等の操作環境の劣化防止のために外気を取り込む場合がある。  
 (1) 許容 CO<sub>2</sub> 濃度  
 事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号、最終改正平成 16 年 3 月 30 日厚生労働省令第 70 号) により、事務室内の CO<sub>2</sub> 濃度は 100 万分の 5000 (0.5%) 以下と定められており、中央制御室の CO<sub>2</sub> 濃度もこれに準拠する。  
 したがって、中央制御室居住性の評価にあたっては、上記濃度 (0.5%) を許容濃度とする。

2. 中央制御室待避室の必要空気供給量

(1) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量

- a. 収容人数 : n=3 名
- b. 許容二酸化炭素濃度 : C=0.5% ( J E A C 4622-2009)
- c. 大気二酸化炭素濃度 : C<sub>0</sub>=0.0336% (空気ポンベの二酸化炭素濃度)
- d. 呼吸による二酸化炭素発生量 : M=0.022m<sup>3</sup>/h/人 (空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量)
- e. 必要換気量 : Q<sub>1</sub> = 100 × M × n / (C - C<sub>0</sub>) m<sup>3</sup>/h (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素基準の必要換気量)

$$\begin{aligned}
 Q_1 &= 100 \times 0.022 \times 3 \div (0.5 - 0.0336) \\
 &= 14.15 \\
 &\doteq 14.2 \text{ m}^3/\text{h}
 \end{aligned}$$

(2) 酸素濃度基準に基づく必要換気量

- a. 収容人数 : n=3 名
- b. 吸気酸素濃度 : a=20.95% (標準大気の酸素濃度)
- c. 許容酸素濃度 : b=19% (鉱山保安法施行規則)
- d. 成人の呼吸量 : c=0.48m<sup>3</sup>/h/人 (空気調和・衛生工学便覧)
- e. 乾燥空気換算酸素濃度 : d=16.4% (空気調和・衛生工学便覧)

f. 必要換気量： $Q_1 = c \times (a-d) \times n / (a-b) \text{ m}^3/\text{h}$  (空気調和・衛生工学便覧の酸素基準の必要換気量)

$$\begin{aligned} Q_1 &= 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 3 \div (20.95 - 19.0) \\ &= 3.36 \\ &\doteq 3.4 \text{ m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

以上により，中央制御室待避室使用に必要な空気供給量は二酸化炭素濃度基準の  $14.2 \text{ m}^3/\text{h}$  とする。

### 3. 中央制御室待避室の必要ボンベ本数

中央制御室待避室は，中央制御室内に流入した放射性物質からの影響を十分に防護できる時間として，ベント開始から 5 時間正圧化する。

中央制御室待避室を 5 時間正圧化する必要最低限のボンベ本数は，二酸化炭素濃度基準換気量の  $14.2 \text{ m}^3/\text{h}$  及びボンベ供給可能空気量  $5.5 \text{ m}^3/\text{本}$  から下記の通り 19 本となる。なお，中央制御室待避室の設置後に試験を実施し必要ボンベ本数が 5 時間正圧化維持するのに十分であることの確認を実施し，予備のボンベ容量について決定する。

(1) ボンベ初期充填圧力：14.7MPa (at35°C)

(2) ボンベ供給可能空気量： $5.5 \text{ m}^3/\text{本}^*$

\* 空気ボンベは標準圧力 14.7MPa で  $6.8 \text{ m}^3/\text{本}$  であるが，安全側（残圧及び使用温度補正）を考慮し  $5.5 \text{ m}^3/\text{本}$  とする。

$$\begin{aligned} \text{必要ボンベ本数} &= 14.2 \text{ m}^3/\text{h} \div 5.5 \text{ m}^3/\text{本} \times 5 \text{ 時間} \\ &= 12.9 \text{ 本} \\ &\doteq 13 \text{ 本} \end{aligned}$$

## 可搬型照明（S A）を用いた場合の中央制御室の監視操作について

## 1. 中央制御室に配備している可搬型照明（S A）

中央制御室の照明が全て消灯した場合に使用する可搬型照明（S A）は、主制御盤エリア用 3 台，中央制御室待避室用 1 台，予備 1 台の計 5 台を配備する。個数はシミュレーション施設を用いて監視操作に必要な照度を確保できることを確認しているとともに，可搬型照明（S A）を操作箇所に応じて向きを変更することによりさらに照度を確保できることを確認している。

仮に，可搬型照明（S A）が活用できない場合のため，乾電池内蔵型照明を中央制御室に備えている。第 1 表に中央制御室に配備している可搬型照明（S A）及び乾電池内蔵型照明の概要を示す。

第 1 表 中央制御室に配備している可搬型照明（S A）及び乾電池内蔵型照明

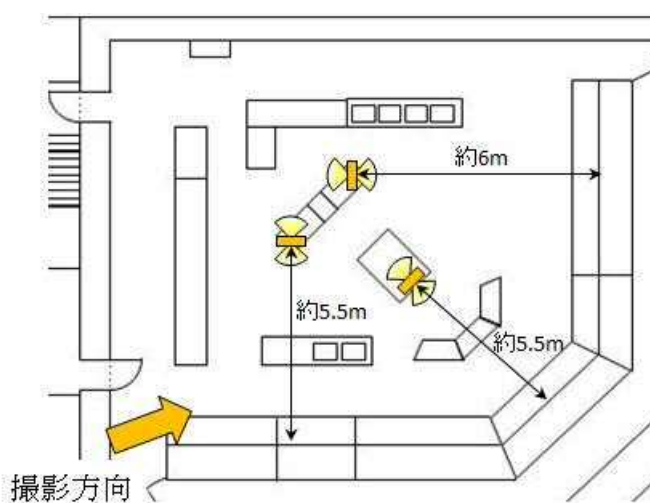
	保管場所	数量	仕様
可搬型照明（S A） 	中央制御室	5 台 (予備 1 台含む)	(AC) 100V—240V 点灯時間 片面：24 時間 両面：12 時間
乾電池内蔵型照明 (ランタン) 	中央制御室	20 個	電池：単一電池 4 本 点灯時間：45 時間
乾電池内蔵型照明 (ヘッドライト(ヘルメット装着用)) 	中央制御室	14 個	電池：単 3 電池 3 本 点灯時間：10 時間

## 2. 可搬型照明（S A）を用いた監視操作

可搬型照明（S A）の照度は、第1図に示すとおり主制御盤から約6mの位置に設置した場合で、直流非常灯の実測値である照度（20ルクス以上）に対し、室内照明全消灯状態にて主制御盤垂直部平均で約20ルクス以上の照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。



画像については、印刷仕上がり時に照明確認時点と同様の雰囲気となるよう補正を施してあります。



第1図 シミュレーション施設における可搬型照明（S A）確認状況

## チェンジングエリアについて

### 1. チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第1項

(原子炉制御室)並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第1項(原子炉制御室)に基づき、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査及び防護具の脱衣等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

### 2. チェンジングエリアの概要

チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリア、クリーンエリアからなり原子炉建屋付属棟内、かつ中央制御室バウンダリに隣接した場所に設営する。概要は第1表のとおり。

第1表 チェンジングエリアの概要

<p>設営場所</p>	<p>原子炉建屋付属棟 4階 空調機械室</p>	<p>中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体への汚染検査及び防護具の脱衣等を行うための区画を設ける。 なお、空調機械室内への搬入口は地震竜巻等でも開放せず、事故発生時でも外部の風雨の影響を防止できる構造とする。</p>
<p>設営形式</p>	<p>テントハウス (一部、通路区画化)</p>	<p>通路にテントハウスを設営し、テントハウス内は扉付シート壁等により区画化する。</p>
<p>判断基準 手順着手の</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合。</p>	<p>中央制御室の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行う。なお、事故進展の状況、参集済みの要員数等を考慮して放射線管理班が実施する作業の優先順位を判断し、速やかに設営を行う。</p>
<p>実施者</p>	<p>放射線管理班</p>	<p>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班員が参集した後に設営を行う。</p>

3. チェンジングエリアの設営場所及びアクセスルート

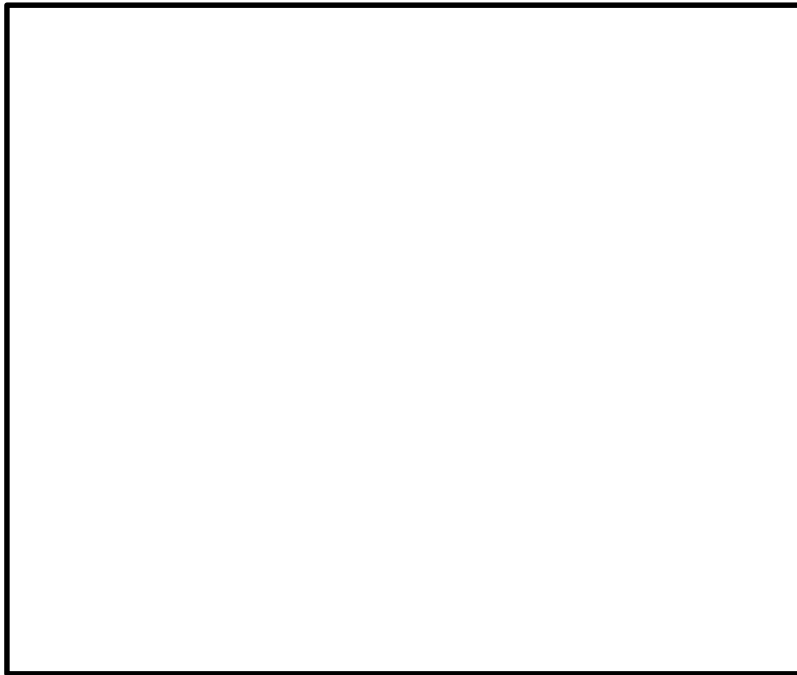
チェンジングエリアは、中央制御室バウンダリに隣接した場所に設置する。チェンジングエリアの設営場所及びアクセスルートは、第1図、第2図のとおり。なお、通常時のルートであるサービス建屋側へアクセスするルートは使用せず、耐震性が確保された原子炉建屋内外のルートを設定する。作業員は放射線防護具を着用し、チェンジングエリアから中央制御室へのアクセスする。原子炉建屋付属棟における中央制御室へのアクセスルートの設定

図を第 3 図に示す。作業員が携行する資機材（携行型有線通話装置，電離箱サーベイメータ，電動ドライバ等）についてはバックパックに入れ携行することで，携行時の負担を軽減する。



第 1 図 中央制御室チェンジングエリアの設営場所

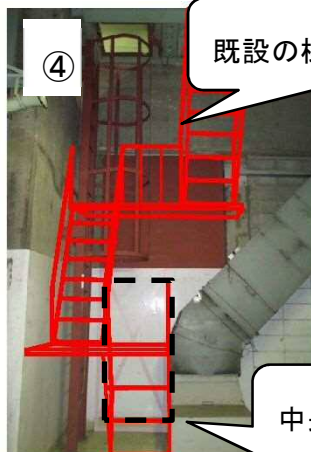
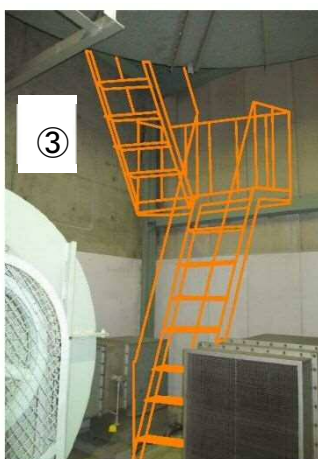




(通行状態のイメージ)



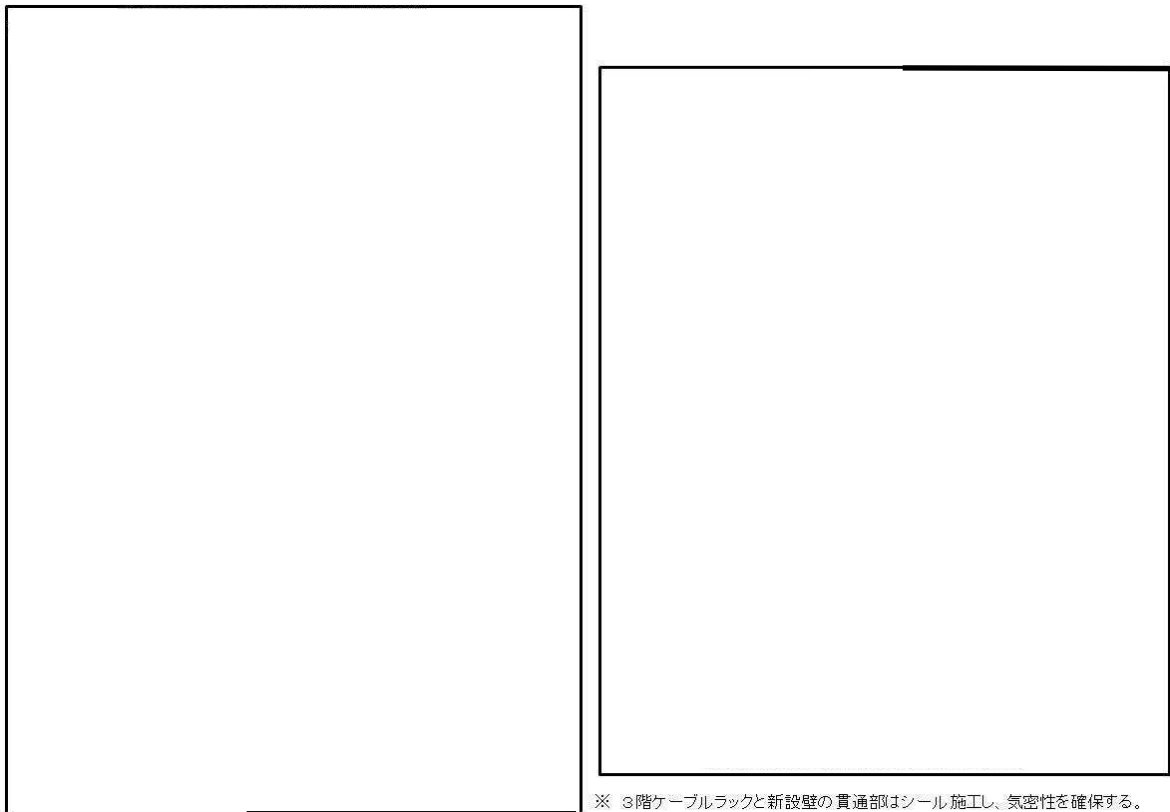
傾斜約70°



既設の梯子は撤去

中央制御室への気密扉

第2図 中央制御室へのアクセスルート概要図



第3図 中央制御室へのアクセスルート設定図

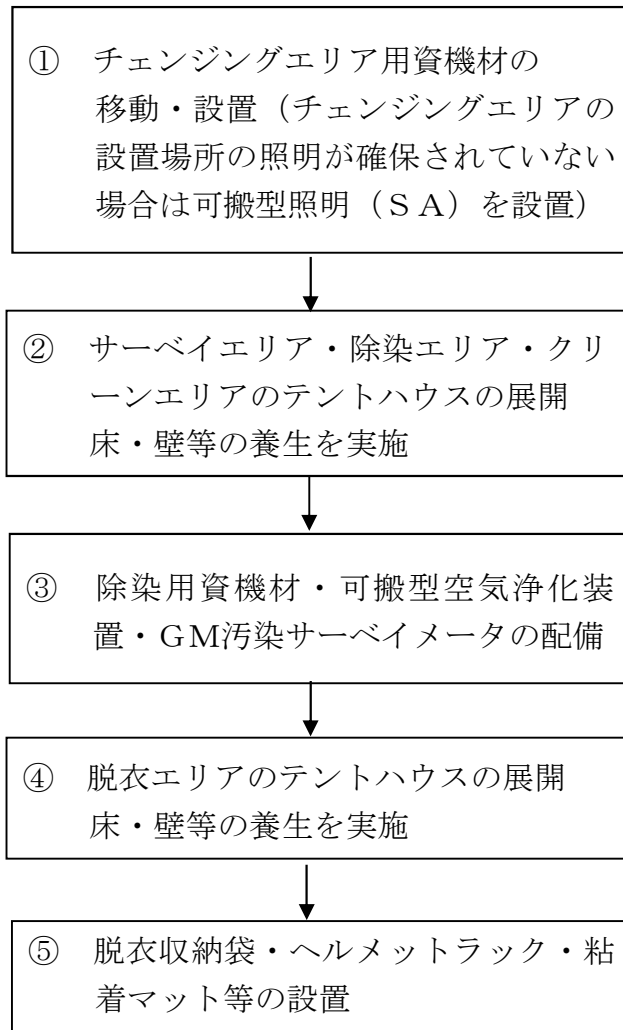
#### 4. チェンジングエリアの設営（考え方，資機材）

##### (1) 考え方

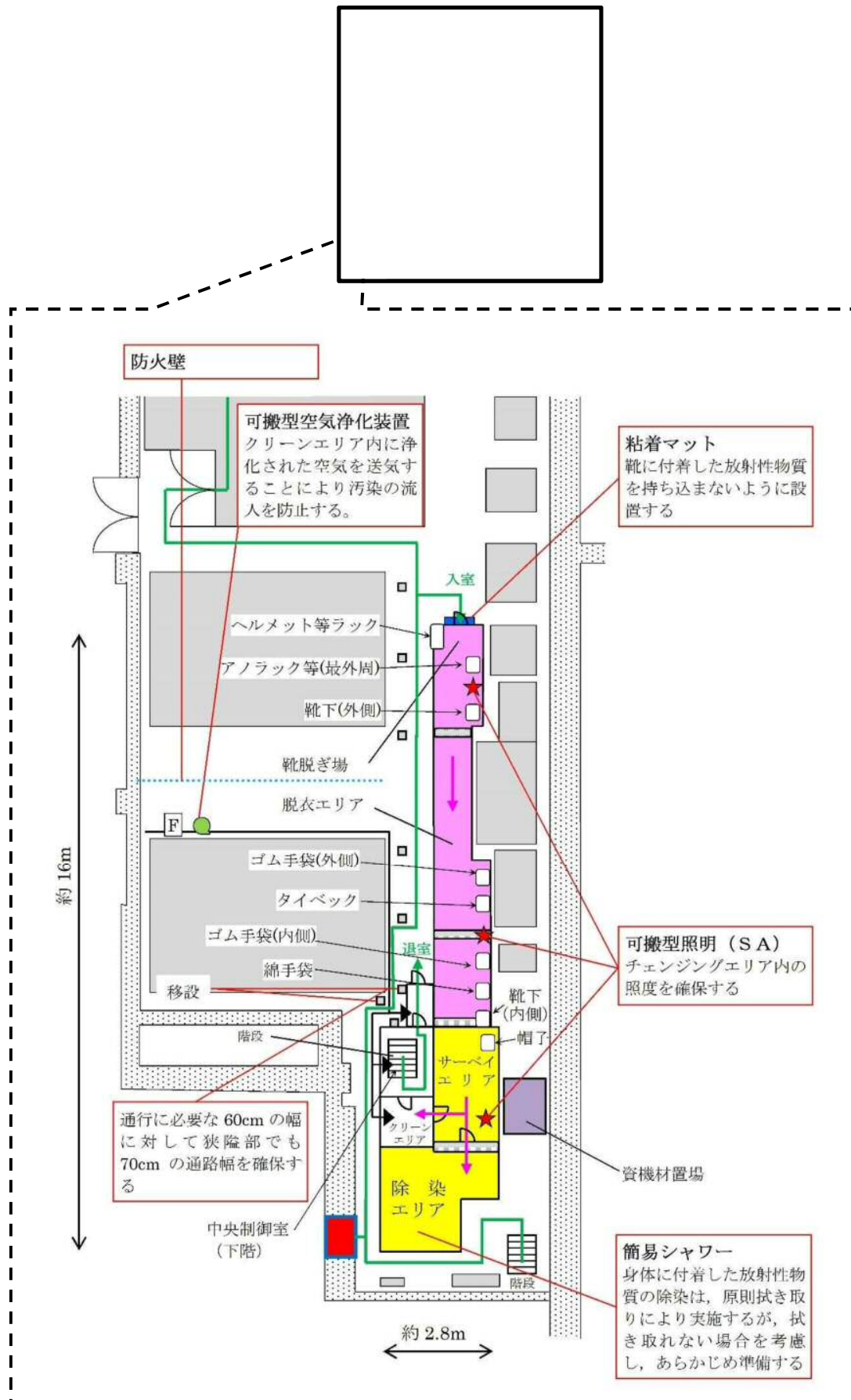
中央制御室への放射性物質の持ち込みを防止するため，第4図の設営フローに従い，第5図のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は，放射線管理班員2名で，初期運用開始に必要なサーベイエリア，除染エリア及びクリーンエリアについて約60分，さらに脱衣エリアの設営について約80分の合計140分を想定している。なお，チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い，設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。夜間休日に事故が発生した場合に参集までの時間を考慮しても約3時間後にはチェンジングエリアの初期運用を開始することが可能である。

チェンジングエリアの設営は，原子力防災組織の要員の放射線管理班員

4名のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。設営の着手は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合に実施する。



第4図 チェンジングエリアの設営フロー



第5図 中央制御室チェンジングエリア

(2) チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、第2表のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。

第2表 チェンジングエリア用資機材

	名 称	数 量 <sup>※1</sup>
エ リ ア 設 営 用	テントハウス	7 張 <sup>※2</sup>
	バリア	6 個 <sup>※3</sup>
	簡易シャワー	1 式 <sup>※2</sup>
	簡易水槽	1 個 <sup>※2</sup>
	バケツ	1 個 <sup>※2</sup>
	水タンク	1 式 <sup>※2</sup>
	可搬型空気浄化装置	2 台 <sup>※4</sup>
消 耗 品	はさみ, カッター	各 3 本 <sup>※5</sup>
	筆記用具	2 式 <sup>※6</sup>
	養生シート	2 巻 <sup>※7</sup>
	粘着マット	2 枚 <sup>※8</sup>
	脱衣収納袋	8 個 <sup>※9</sup>
	難燃袋	84 枚 <sup>※10</sup>
	難燃テープ	12 巻 <sup>※11</sup>
	クリーンウェス	5 缶 <sup>※12</sup>
	吸水シート	93 枚 <sup>※13</sup>

※1 今後、訓練等で見直しを行う。

※2 エリアの設営に必要な数量

※3 各エリア間の4個×1.5倍=6個

※4 1台×1.5倍=1.5→2台

※5 設置作業用、脱衣用、除染用の3本

※6 サーベイエリア用、除染エリア用の2式

※7  $44.0 \text{ m}^2$  (床、壁の養生面積) ×2 (補修張替え等) ÷ $90\text{m}^2$ /巻×1.5倍=1.5→2巻

- ※8 1枚（設置箇所数）×1.5倍＝1.5→2枚
- ※9 8個（設置箇所数 修繕しながら使用）
- ※10 8枚／日×7日×1.5倍＝84枚
- ※11 58.4 m（養生エリアの外周距離）×2（シートの継ぎ接ぎ対応）×2（補修張替え等）  
÷30m／巻×1.5倍＝11.7→12巻
- ※12 11名（中央制御室要員数）×7日×2交替×8枚（マスク，長靴，両手，身体の拭き取りに各2枚）÷300枚／缶＝4.1→5缶
- ※13 簡易シャワーの排水をシートに吸水させることで固体廃棄物として処理する。  
11名（要員数）×7日×40(1回除染する際の排水量)÷50(シート1枚の給水量)×1.5倍＝92.4→93枚

## 5. チェンジングエリアの運用

(出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 要員に汚染が確認された場合の対応, 廃棄物管理, チェンジングエリアの維持管理)

### (1) 出入管理

チェンジングエリアは, 中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において, 中央制御室外で作業を行った要員が, 中央制御室に入室する際に利用する。中央制御室外は, 放射性物質により汚染しているおそれがあることから, 中央制御室外で活動する要員は防護具を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは第5図のとおりであり, チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する。

#### ①脱衣エリア

防護具を適切な順番で脱衣するエリア。

#### ②サーベイエリア

防護具を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ中央制御室内へ移動する。

#### ③除染エリア

サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。

#### ④クリーンエリア

扉付シート壁により区画することでサーベイエリア等からの汚染の流入を防止するエリア。



## (2) 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。

- ・脱衣エリアの靴脱ぎ場で、安全靴、ヘルメット、アノラックを脱衣する。
- ・脱衣エリア前室で、ゴム手袋（外側）、タイベック、靴下（外側）等を脱衣する。
- ・脱衣エリア後室で、ゴム手袋（内側）、綿手袋、靴下（内側）を脱衣する。
- ・マスク及び帽子を着用したまま、サーベイエリアへ移動する。

なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具の脱衣の補助を行う。

## (3) 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査等の手順は以下のとおり。

- ①サーベイエリアにて、マスク及び帽子を着用した状態の頭部の汚染検査を受ける。
- ②汚染基準を満足する場合は、マスク及び帽子を脱衣し、全身の汚染検査を受ける。
- ③汚染基準を満足する場合は、脱衣後のマスクを持参し、クリーンエリアを通過して中央制御室へ入室する。
- ④②又は③の汚染検査において汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。

#### (4) 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ・汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をクリーンウエスで拭き取りする。
- ・再度汚染箇所について汚染検査する。
- ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。（マスク及び帽子は除く）
- ・簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。

#### (5) 着衣

防護具の着衣手順は以下のとおり。

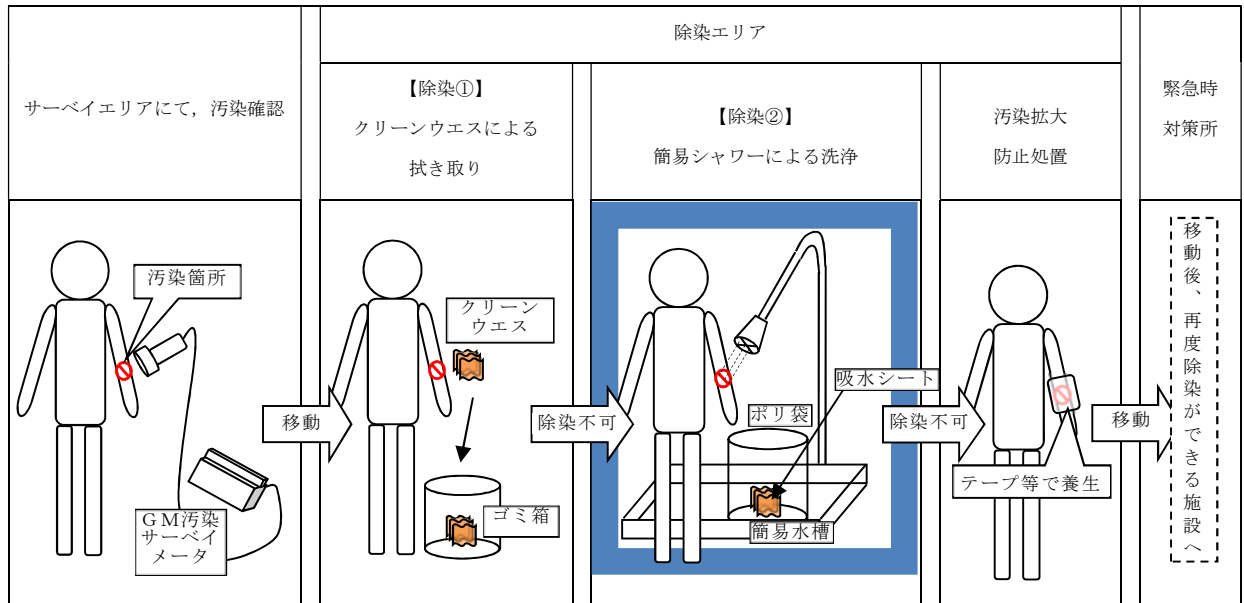
- ・中央制御室内で、綿手袋、靴下内側、靴下外側、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。
- ・チェンジングエリアの靴脱ぎ場で、ヘルメット、靴を着用する。
- ・放射線管理班は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。

#### (6) 重大事故等に対処する要員に汚染が確認された場合の対応

サーベイエリア内で重大事故等に対処する要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで重大事故等に対処する要員の除染を行う。

重大事故等に対処する要員の除染については、クリーンウエスでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合も想定し、汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は、第6図のとおり必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。



第6図 除染及び汚染水処理イメージ図

#### (7) 廃棄物管理

中央制御室外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

#### (8) チェンジングエリアの維持管理

放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

## 6. チェンジングエリアの汚染拡大防止について

### (1) 汚染拡大防止の考え方

各テントハウスの接続部等をテープ養生することでテントハウス外からの汚染の持ち込みを防止する。また、テントハウスの出入口等を扉付シート壁で区画することで中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。

チェンジングエリアには、更なる汚染拡大防止対策として、可搬型空気浄化装置を1台設置する。

### (2) チェンジングエリアの区画

チェンジングエリアは、テントハウスの出入口、サーベイエリア、クリーンエリア、除染エリアは扉付のシート壁により区画し、テントの接続部は放射性物質が外部から流入することを防止できる設計とする。テントハウスの外観は第7図のとおりであり、仕様は第3表のとおりである。また、第8図はテントハウスの設置状況であり、各テントハウス間はファスナーを用いて接続する。なお、各テントハウス間の接続は第9図のとおり行う。

中央制御室へアクセスする階段の周囲（階段室及び前後室）は扉付のシート壁により2重に区画した上で2重のシート扉は同時に開けない運用とし、テント床面開口部周囲を難燃テープでシールすることで、中央制御室側への空気の流入を防止する。チェンジングエリア内面には、必要に応じて汚染除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮する。

更にチェンジングエリア内には、靴等に伏着した放射性物質を持ち込まないように粘着マットを設置する。



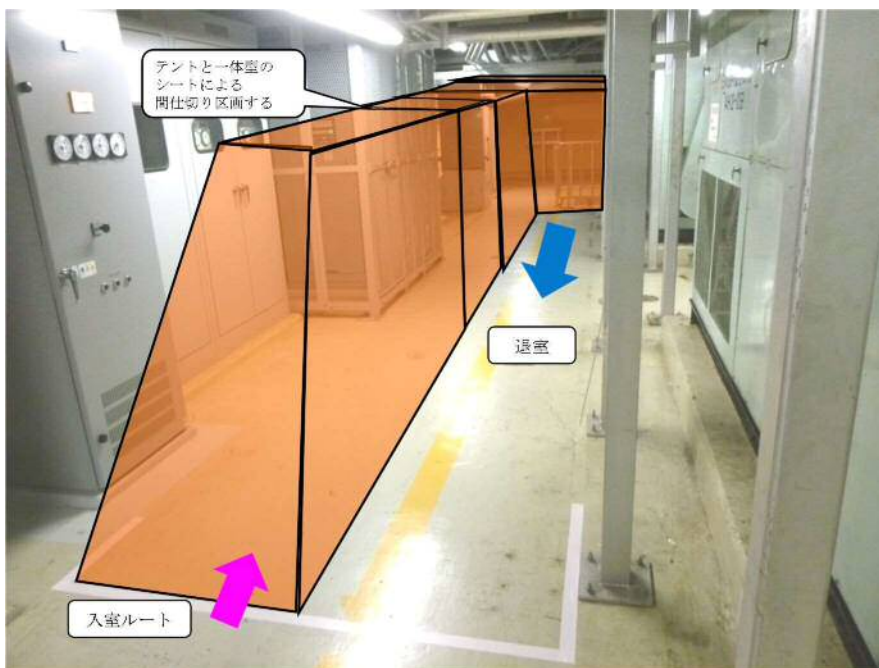
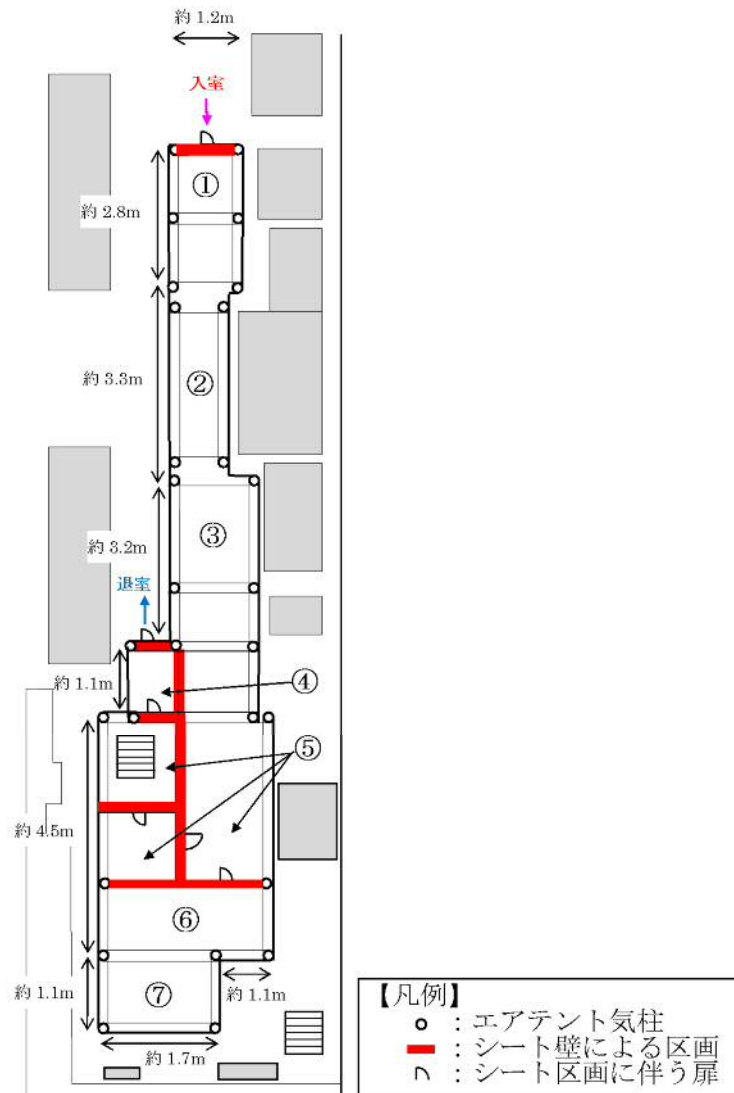
第7図 テントハウスの外観及び設置状況（イメージ）

第3表 テントハウスの仕様

サイズ	幅 0.7～2.6m×奥行 1.1m～5.2m×高さ 2.3m 程度
本体重量	40 kg <sup>※1</sup> 程度
サイズ（折り畳み時）	80 cm×140 cm×40 cm程度 <sup>※1</sup>
送風時間（専用ブロワ） <sup>※2</sup>	約 2 分 <sup>※1</sup>
構造	7 張りのテントハウスを連結して組み立て

※1 幅 2m×奥行 2m×高さ 2.3m のテントハウスでの数値

※2 手動及び高圧ポンペを用いた送風による展開も可能な設計とする。



第 8 図 テントハウスの設置状況 (イメージ)



第9図 各テントハウス間の接続（イメージ）


### (3) 可搬型空気浄化装置

更なる汚染拡大防止対策として、チェン징ングエリアに設置する可搬型空気浄化装置の仕様等を第10図に示す。

可搬型空気浄化装置による送気が正常に行われていることの確認は、可搬型空気浄化装置に取り付ける吹き流しの動きを目視で確認することで行う。

なお、中央制御室は原子炉格納容器圧力逃がし装置の操作直後には、原則出入りしない運用とすることから、チェン징ングエリアについても、原則利用しないこととする。したがって、チェン징ングエリア用の可搬型空気浄化装置についてもこの間は運用しないことから、可搬型空気浄化装置のフィルタが高線量化することによる居住性への影響はない。

ただし、可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体（フィルタ含む）の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外形寸法：縦 380×横 350×高 1100 mm</li> <li>○風 量：9m<sup>3</sup>/min (540m<sup>3</sup>/h)</li> <li>○重 量：約 45 kg</li> <li>○フィルタ：微粒子フィルタ（除去効率 99%以上） よう素フィルタ（除去効率 97%以上）</li> </ul>
	<p>微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。</p> <p>よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭繊維を通ることにより吸着・除去される。</p>

第 10 図 可搬型空気浄化装置の仕様等

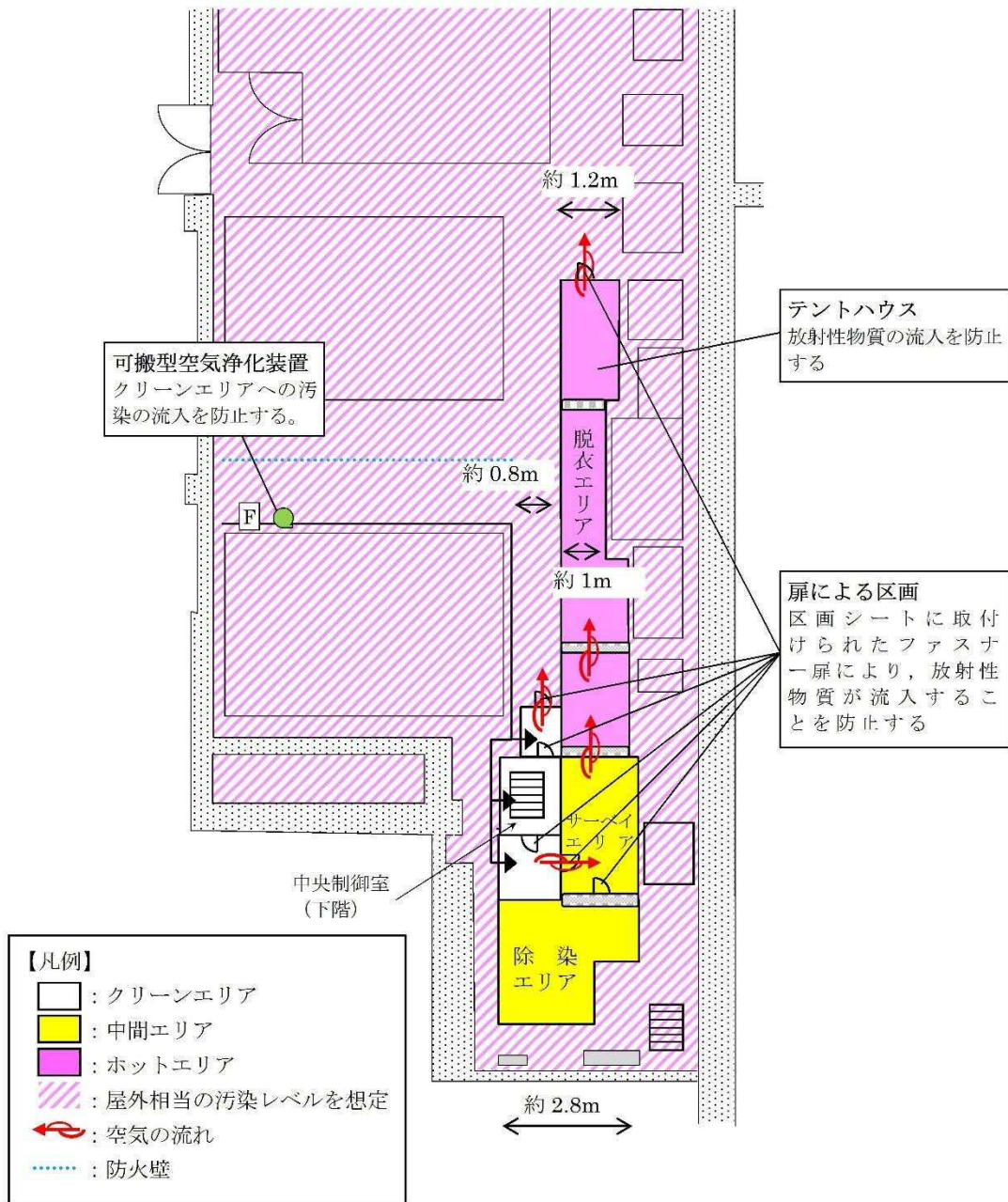
#### (4) チェンジングエリアへの空気の流れ

中央制御室チェンジングエリアは、第 11 図のように、汚染の区分ごとに空間を区画し、汚染を管理する。

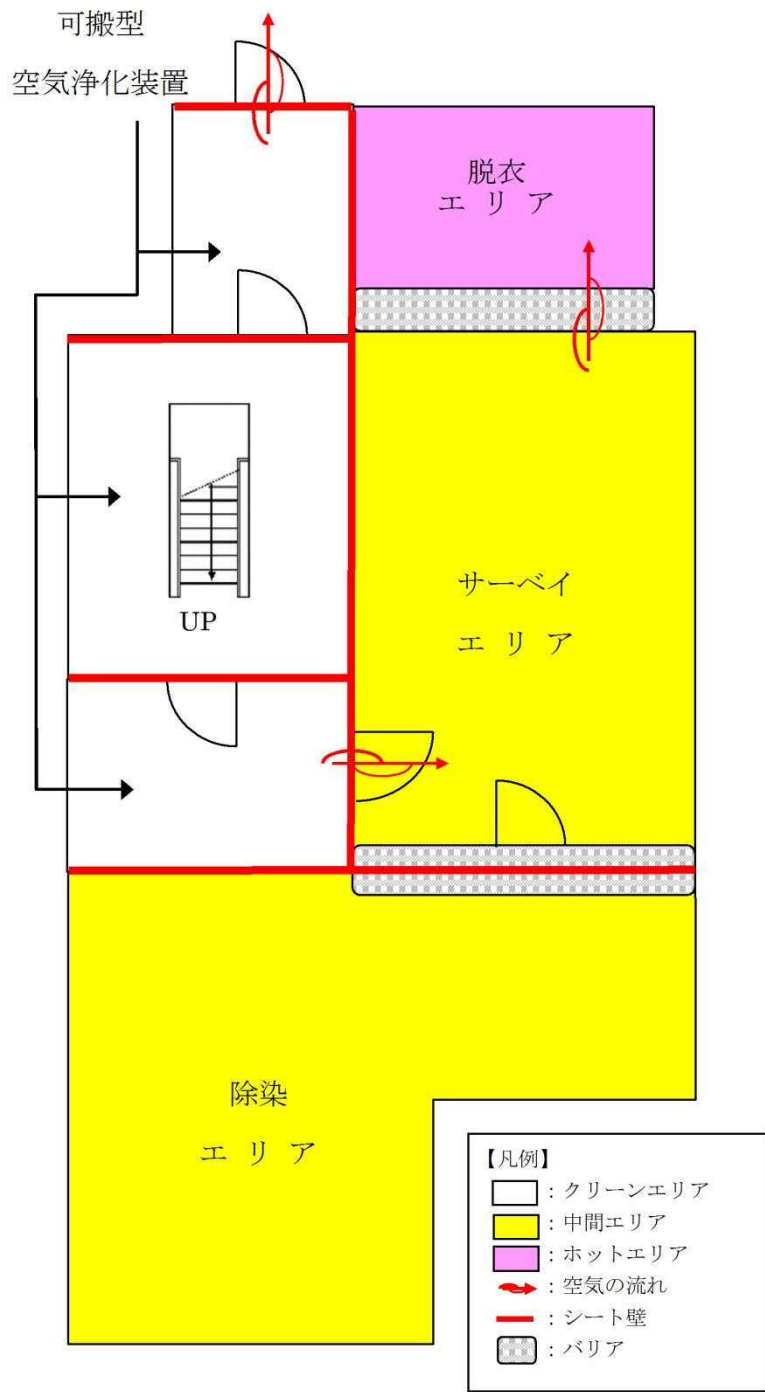
また、更なる汚染拡大防止のため設置する、可搬型空気浄化装置により中央制御室へアクセスする階段室及びその前後室に浄化された空気を送り込むことで、エリア内で放射性物質が飛散した場合でも、中央制御室へ放射性物質が流入することを防止する。

第 11 図、第 12 図のとおりチェンジングエリア内に空気の流れを作ること、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。なお、テントハウス出入口はカーテンシートとすることで外部への空気の流れを確保する。





第 11 図 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ



第 12 図 中央制御室へアクセスする階段の周囲の区画

(5) チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

中央制御室に入室しようとする要員に付着した汚染が他の要員に伝播することがないように、サーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともにサーベイエリア内に汚染が拡大していないことを確認する。サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに極力影響を与えないようにする。

また、中央制御室への入室の動線と退室の動線をシート区画にて隔離することで、入域ルート側の汚染が退域エリアに伝搬することを防止する。さらに脱衣エリアでは一人ずつ脱衣を行う運用とすることで、脱衣する要員同士の接触を防止する。

7. 汚染の管理基準

第4表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第4表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。


第4表 汚染の管理基準

状況		汚染の 管理基準	根拠等
状況 ①	屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	法令に定める表面汚染密度限度 (アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度： 40Bq/cm <sup>2</sup> の1/10)
状況 ②	大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	原子力災害対策指針における O I L4 に準拠
		13,000cpm (40Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	原子力災害対策指針における O I L4 【1ヶ月後の値】 に準拠

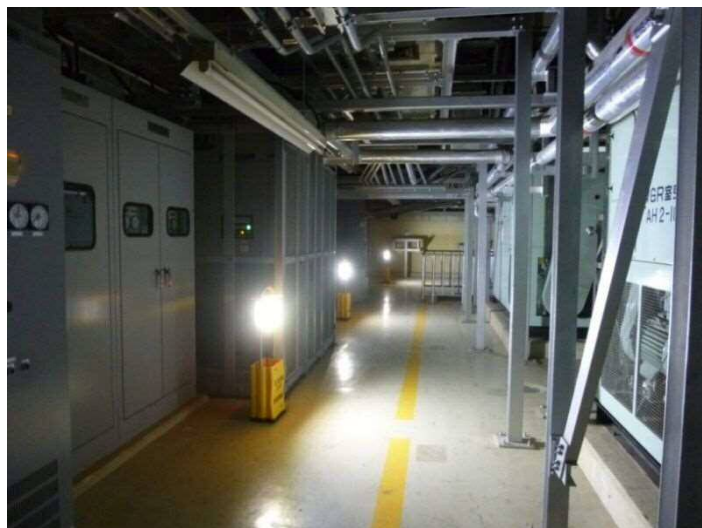
## 8. 可搬型照明（S A）

チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（S A）は、チェンジングエリアの設置、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために3台（予備1台）を使用する。可搬型照明（S A）の仕様を第5表に示す。

第5表 チェンジングエリアの可搬型照明（S A）

可搬型照明（S A）	保管場所	数量	仕様
	原子炉建屋 附属棟4階 空調機械室	4台 (予備1台含む)	(AC) 100V—240V 点灯時間 片面：24時間 両面：12時間

チェンジングエリア内は、第13図に示すように設置する可搬型照明（S A）により5ルクス以上の照度が確保可能であり、問題なく設営運用等が行えることを確認している。



第 13 図 チェンジングエリア設置場所における  
可搬型照明（S A）確認状況

#### 9. チェンジングエリアのスペースについて

中央制御室における現場作業を行う運転員等は、2名1組で2組を想定し、同時に4名の運転員等がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に4名の要員が来た場合、全ての要員が中央制御室に入りきるまで約14分（1人目の脱衣に6分+その後順次汚染検査2分×4名）と設定し、全ての要員が汚染している場合でも除染が完了し中央制御室に入りきるまで約22分（汚染がない場合の14分+除染後の再検査2分×4名）と設定しており、訓練によりこれを下回る時間で退域できることを確認している。

また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機は無く不要な被ばくを防止することができる。

## 10. 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ

放射線管理班は、チェンジングエリアの設置以外に、緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置（10分）、可搬型モニタリング・ポストの設置（最大475分）、可搬型気象観測設備の設置（80分）を行うことを技術的能力にて説明している。これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。

例えば、平日昼間に事故が発生した場合（ケース①）には、放射線管理班員4名にて緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備の設置を優先し、その後にチェンジングエリアの設置作業を行う。

夜間・休祭日に事故が発生した場合（ケース②）には、放射線管理班員2名にて緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリング・ポスト（緊急時対策所加圧判断用）及び可搬型気象観測設備の設置を行い、その後参集した要員がチェンジングエリアの設置を行う。要員参集後（発災から2時間後）に参集した放射線管理班員にてチェンジングエリアの設置作業を行うことで平日昼間のケースと同等の時間で設置を行える。なお、チェンジングエリアの運用については、エリア使用の都度放射線管理班員がチェンジングエリアまで移動して対応するがチェンジングエリアが使用されるのは直交代時及び作業終了後に運転員が中央制御室に戻る際であり、多くとも1日数回程度のため十分対応が行える。

・ケース①（平日昼間の場合）

		経過時間（時間）							
		1	2	3	4	5	6	7	8
対応項目	要員	事象発生 ▼ 10条 ▼ ▼中央制御室チェンジングエリアの運用開始							
		状況把握（モニタリングポストなど）	[チェックマーク]						
緊急時対策所エリアモニタ設置	放射線管理 班員A,B	[チェックマーク]							
可搬型モニタリング・ポストの配置		[チェックマーク]							
状況把握（モニタリングポストなど）	放射線管理 班員C,D	[チェックマーク]							
可搬型気象観測設備の配置		[チェックマーク]							
中央制御室チェンジングエリアの設置		[チェックマーク]							
緊急時対策所チェンジングエリア設置		[チェックマーク]							

・ケース②（夜間・休祭日に大規模損壊事象が発生した場合）

		経過時間（時間）							
		1	2	3	4	5	6	7	8
対応項目	要員	事象発生 ▼ 10条 ▼ ▼参集完了 ▼中央制御室チェンジングエリアの運用開始							
		状況把握（モニタリングポストなど）	[チェックマーク]						
緊急時対策所エリアモニタ設置	放射線管理 班員A,B	[チェックマーク]							
緊急時対策所チェンジングエリア設置		[チェックマーク]							
可搬型モニタリング・ポストの配置*	放射線管理 班員C,D	[チェックマーク]							
可搬型気象観測設備の配置		[チェックマーク]							
中央制御室チェンジングエリアの設置	[チェックマーク]								

※可搬型モニタリング・ポストは，放射線管理班長の判断により緊急時対策所加圧判断用モニタを優先して設置する。



## 11. チェンジングエリア設置前の汚染の持ち込み防止について

夜間、休日は、参集要員によりチェンジングエリアの設置を行う可能性があるため、チェンジングエリアの初期運用の開始<sup>※1</sup>まで事象発生から3時間程度<sup>※2</sup>要する場合は考えられる。その場合において、チェンジングエリアの初期運用開始までは、下記の対応により中央制御室への過度な汚染の持ち込みを防止する。

※1： サーベイエリア、除染エリア及びクリーンエリアの設営

※2： 2時間（参集時間）+1時間（サーベイエリア及び除染エリアの設営）

- 運転員等は、自ら汚染検査を実施し、必要に応じ除染（クリーンウエスによる拭取り）を行った上で、中央制御室に入室する。
- 放射線管理班員は、チェンジングエリアの初期運用開始に必要なサーベイエリア及び除染エリアを設営後、運転員等の再検査を実施し、必要に応じ除染（クリーンウエスでの拭き取り又は簡易シャワーによる水洗）を行う。また、中央制御室内の環境測定を行う。
- 上記に加えて、中央制御室とチェンジングエリアの間に設置する気密扉により中央制御室バウンダリを区画する。
- なお、仮に中央制御室に汚染が持ち込まれた場合でも、中央制御室換気系により中央制御室内を浄化することで、中央制御室の居住性を確保する。

詳細な手順は5. チェンジングエリアの運用に従う。

## 中央制御室内に配備する資機材の数量について

## 1. 放射線防護資機材等

中央制御室に配備する放射線防護資機材の内訳を第1表及び第2表に示す。なお、放射線防護資機材等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

第1表 放射線防護具類

品名	配備数 <sup>※1</sup>	
	緊急時対策所建屋	中央制御室 <sup>※2</sup>
タイベック	1,155着 <sup>※3</sup>	17着 <sup>※15</sup>
靴下	2,310足 <sup>※4</sup>	34足 <sup>※16</sup>
帽子	1,155個 <sup>※5</sup>	17個 <sup>※17</sup>
綿手袋	1,155双 <sup>※6</sup>	17双 <sup>※18</sup>
ゴム手袋	2,310双 <sup>※7</sup>	34双 <sup>※19</sup>
全面マスク	330個 <sup>※8</sup>	17個 <sup>※17</sup>
チャコールフィルタ	2,310個 <sup>※9</sup>	34個 <sup>※20</sup>
アノラック	462着 <sup>※10</sup>	17着 <sup>※15</sup>
長靴	132足 <sup>※11</sup>	9足 <sup>※21</sup>
胴長靴	12足 <sup>※12</sup>	9足 <sup>※21</sup>
遮蔽ベスト	15着 <sup>※13</sup>	—
自給式呼吸用保護具	—	9式 <sup>※22</sup>
バックパック	66個 <sup>※14</sup>	17個 <sup>※17</sup>

※1 今後、訓練等で見直しを行う。

※2 運転員等は交替のために中央制御室に向かう際に、緊急時対策所建屋より防護具類を持参する。

※3 110名（要員数）×7日×1.5倍＝1,155着

※4 110名（要員数）×7日×2倍（2足を1セットで使用）×1.5倍＝2,310足

- ※5 110名（要員数）×7日×1.5倍=1,155個
- ※6 110名（要員数）×7日×1.5倍=1,155双
- ※7 110名（要員数）×7日×2倍（2双を1セットで使用）×1.5倍=2,310双
- ※8 110名（要員数）×2日（3日目以降は除染にて対応）×1.5倍=330個
- ※9 110名（要員数）×7日×2倍（2個を1セットで使用）×1.5倍=2,310個
- ※10 44名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×7日×1.5倍=462着
- ※11 44名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×2倍（現場での交替を考慮）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）=132足
- ※12 4名（重大事故等対応要員4名：放水砲対応）×2倍（現場での交替を考慮）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）=12足
- ※13 10名（重大事故等対応要員10名：放水砲，アクセスルート確保，電源確保，水源確保対応）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）=15着
- ※14 44名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×1.5倍=66個
- ※15 11名（中央制御室要員数）×1.5倍=16.5→17着
- ※16 11名（中央制御室要員数）×2倍（2足を1セットで使用）×1.5倍=33足→34足
- ※17 11名（中央制御室要員数）×1.5倍=16.5→17個
- ※18 11名（中央制御室要員数）×1.5倍=16.5→17双
- ※19 11名（中央制御室要員数）×2倍（2双を1セットで使用）×1.5倍=33双→34双
- ※20 11名（中央制御室要員数）×2倍（2個を1セットで使用）×1.5倍=33個→34個
- ※21 6名（運転員（現場）3名+重大事故対応要員3名：屋内現場対応）×1.5倍=9足
- ※22 6名（運転員（現場）3名+重大事故対応要員3名：屋内現場対応）×1.5倍=9式

・放射線防護具類の配備数の妥当性の確認について

**【中央制御室】**

中央制御室には初動対応に必要な数量を配備することとし，初動対応以降は交替要員が中央制御室に向かう際に，緊急時対策所建屋より防護具類を持参することで対応する。

中央制御室の要員数は11名であり，運転員等（中央制御室）4名と運転員（現場）3名，情報班員1名，重大事故等対応要員3名で構成されている。このうち，運転員等（現場）は，1回現場に行くことを想定する。また，全要員の交替時の防護具類を考慮する。

タイベック等（帽子，綿手袋）の配備数は，以下のとおり，上記を踏まえ算出した必要数を上回っており妥当である。

11名×1回（交替時）+3名×1回（現場）=14 < 17

靴下及びゴム手袋は二重にして使用し，チャコールフィルタは2個装着して使用する。靴下等の配備数は，以下のとおり，必要数を上回っており妥当である。

（11名×1回（交替時）+3名×1回（現場））×2倍=28 < 34

全面マスク及びバックパックは，再使用するため，必要数は11個であり，配備数（17個）は必要数を上回っており妥当である。

長靴，胴長靴及び自給式呼吸用保護具は，それぞれ想定する使用者数を上回るよう設定しており妥当である（※23，24参照）。

第2表 ○放射線計測器（被ばく管理・汚染管理）

品名	配備数 <sup>※1</sup>	
	緊急時対策所建屋	中央制御室
個人線量計	330台 <sup>※3</sup>	33台 <sup>※8</sup>
GM汚染サーベイメータ	5台 <sup>※4</sup>	3台 <sup>※9</sup>
電離箱サーベイメータ	5台 <sup>※5</sup>	3台 <sup>※10</sup>
緊急時対策所エリアモニタ	2台 <sup>※6</sup>	—
可搬型モニタリング・ポスト <sup>※2</sup>	2台 <sup>※6</sup>	—
ダストサンプラ	2台 <sup>※7</sup>	2台 <sup>※7</sup>

※1 今後、訓練等で見直しを行う

※2 緊急時対策所建屋の可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）については「監視測定設備」の可搬型モニタリング・ポストと兼用する。

※3  $110 \text{名（要員数）} \times 2 \text{台（交替時用）} \times 1.5 \text{倍} = 330 \text{台}$

※4 身体の汚染検査用に3台+2台（予備）

※5 現場作業等用に4台+1台（予備）=5台

※6 加圧判断用に1台+1台（予備）=2台

※7 室内のモニタリング用に1台+1台（予備）=2台

※8  $11 \text{名（中央制御室要員数）} \times 2 \text{台（交替時用）} \times 1.5 \text{倍} = 33 \text{台}$

※9 身体の汚染検査用に2台+1台（予備）=3台

※10 現場作業等用に2台+1台（予備）=3台



この勤務形態での各班の被ばく評価を表 2 に、最も厳しい被ばくとなる事故直後に中央制御室に滞在している班(A 班)の評価結果内訳を表 3 に示す。

この評価結果より、運転員等の被ばく線量は 100mSv を超えないことを確認した。

第 2 表 各班の被ばく評価結果 (単位：mSv)

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	合計
A 班	約 $5.8 \times 10^1$							約 $5.8 \times 10^1$
B 班			約 $1.1 \times 10^1$	約 $8.7 \times 10^0$		約 $5.2 \times 10^0$	約 $2.4 \times 10^0$	約 $2.7 \times 10^1$
C 班	約 $3.3 \times 10^1$				約 $7.1 \times 10^0$	約 $5.8 \times 10^0$		約 $4.6 \times 10^1$
D 班		約 $1.3 \times 10^1$	約 $9.5 \times 10^0$				約 $4.9 \times 10^0$	約 $2.8 \times 10^1$
E 班		約 $2.3 \times 10^1$		約 $7.6 \times 10^0$	約 $6.2 \times 10^0$			約 $3.7 \times 10^1$

第 3 表 最大の線量となる班の被ばく評価結果の内訳

被ばく経路		実効線量 (mSv)
中央制御室内作業	①建屋からのガンマ線による被ばく	$3.4 \times 10^{-1}$
	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	$6.4 \times 10^{-1}$
	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	$4.6 \times 10^1$
	②大気中へ放出され、地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による被ばく	$2.9 \times 10^0$
	小 計 (①+②+③)	$5.0 \times 10^1$
入退域時	④建屋からのガンマ線による被ばく	$2.3 \times 10^{-1}$
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	$6.9 \times 10^{-3}$
	⑤大気中へ放出され、地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による被ばく	$8.0 \times 10^0$
	小 計 (④+⑤)	$8.2 \times 10^0$
合 計 (①+②+③+④+⑤)		$5.8 \times 10^1$

## 2. マスク着用の要否について

中央制御室内は、中央制御室換気系による閉回路循環運転を行うことで、希ガス以外の放射性物質の流入防止対策を行っているため、マスク着用は不要とする。

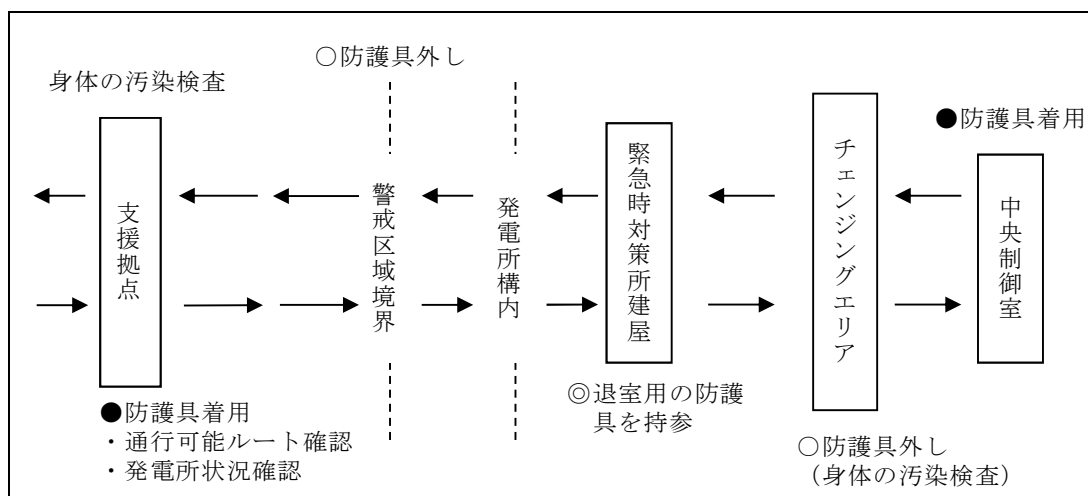
ただし、中央制御室換気系または原子炉建屋ガス処理系が機能喪失した場

合は復旧後 1 時間が経過するまで中央制御室内でマスクを着用する。

交替要員の放射線防護と移動経路について

運転員の交替要員は、発電所への入域及び退域の際に放射線防護管理による被ばくの低減を行う。以下にその放射線防護措置と移動経路を示す。

- ① 発電所に入域するにあたり原子力災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）にて発電所内の情報を入手し、必要な防護具を着用する。
- ② 通行できる事が確認されたルートを通り発電所へ入域後、緊急時対策所建屋で退室時用の防護具を受け取る。
- ③ 中央制御室入口付近に設置したチェンジングエリアで身体及び退室時用の防護具等の汚染検査を実施する。
- ④ 汚染が認められなければ中央制御室に入室し、運転員との引継ぎを実施する。
- ⑤ 引継ぎを終えた運転員は、入室時に持参した防護具を着用し、中央制御室を退室後、警戒区域境界の指定された場所へ移動を行い、防護具を脱衣し、警戒区域外の支援拠点にて身体の汚染検査を実施する。





## 手順のリンク先について

原子炉制御室の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

### 1. 1.16.2.4 その他の手順項目について考慮する手順

<リンク先> 1.14.2.3(1)代替交流電源設備による代替所内電気設備  
への給電

## 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

### < 目 次 >

## 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

### 1.18.1 対応手段と設備の選定

#### (1) 対応手段と設備の選定の考え方

#### (2) 対応手段と設備の選定の結果

##### a. 緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備

###### (a) 居住性の確保

###### (b) 必要な情報の把握及び通信連絡

###### (c) 必要な数の要員の収容

###### (d) 代替電源設備からの給電

###### (e) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材等

##### b. 手 順 等

### 1.18.2 重大事故等時の手順等

#### 1.18.2.1 居住性の確保

#### (1) 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護

##### a. 緊急時対策所非常用換気設備運転手順

##### b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順

##### c. 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順

##### d. 緊急時対策所加圧設備への切替手順

##### e. 緊急時対策所加圧設備の停止手順

- (2) 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定
  - a. 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順
  - b. 緊急時対策所加圧設備運転中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

- (3) 放射線量の測定
  - a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順
  - b. 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順

#### 1.18.2.2 必要な情報の把握及び通信連絡

- (1) 必要な情報の把握
- (2) 対策の検討に必要な資料の整備
- (3) 通信連絡

#### 1.18.2.3 必要な数の要員の収容

- (1) 緊急時対策所にとどまる要員
  - a. 緊急時対策所にとどまる要員数
  - b. ベント実施によるプルーム通過時に要員が一時退避する対応の手順
- (2) 放射線管理
  - a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）及びチェンジングエリア用資機材の維持管理
  - b. チェンジングエリアの設置及び運用手順
- (3) 飲料水，食料等の維持管理

#### 1.18.2.4 代替電源設備からの給電

- (1) 緊急時対策所用常設代替電源設備による給電
  - a. 緊急時対策所用発電機による給電手順

#### 1.18.2.5 その他の手順項目について考慮する手順

添付資料1.18.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表

添付資料1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について

添付資料1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について

添付資料1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について

添付資料1.18.5 手順のリンク先について

## 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

### 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
  - b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
  - c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。
  - d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
  - e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。

2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

## 1.18.1 対応手段と設備の選定

### (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり，重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに，発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に自主対策設備<sup>※1</sup>及び資機材等<sup>※2</sup>を用いた対応手段を選定する。

※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが，プラント状況によっては，事故対応に有効な設備。

※2 資機材等：緊急時対策所にとどまるため等に用いる「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」，「チェンジングエリア用資機材」及び「飲料水，食料等」をいう。

また，緊急時対策所の電源は，通常，設計基準対象施設の常用電源設備から給電するが，常用電源設備からの給電が喪失した場合は，その機能を代替するための機能，相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で，想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18.1-1図）。

選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく，設置許可基準規則第六十一条及び技術基準

規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備及び資機材等との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、常用電源設備の喪失を想定する。また、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材等を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材等及び整備する手順についての関係を第1.18.1-1表に示す。

a. 緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備

(a) 居住性の確保

重大事故等時に、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、居住性を確保する手段がある。

居住性を確保するための設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所遮蔽
- ・ 緊急時対策所非常用送風機
- ・ 緊急時対策所非常用フィルタ装置
- ・ 緊急時対策所加圧設備
- ・ 緊急時対策所用差圧計<sup>※3</sup>
- ・ 酸素濃度計<sup>※3</sup>
- ・ 二酸化炭素濃度計<sup>※3</sup>



- ・緊急時対策所エリアモニタ
- ・可搬型モニタリング・ポスト

※3 計測器本体を示すため計器名を記載

(b) 必要な情報の把握及び通信連絡

緊急時対策所から重大事故等の対処に必要な指示を行うために、必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。

必要な情報を把握するための設備、通信連絡を行うための設備及び資機材等は以下のとおり。

- ・安全パラメータ表示システム（SPDS）※<sup>4</sup>（以下「SPDS」という。）
- ・データ伝送設備※<sup>5</sup>
- ・衛星電話設備（固定型）
- ・衛星電話設備（携帯型）
- ・無線連絡設備（携帯型）
- ・携行型有線通話装置
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）
- ・無線連絡設備（固定型）
- ・送受話器（ページング）
- ・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）
- ・テレビ会議システム（社内）
- ・加入電話設備（加入電話及び加入FAX）
- ・専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））
- ・対策の検討に必要な資料

※4 SPDSとは、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置から構成される。

※5 データ伝送設備とは緊急時対策支援システム伝送装置から構成される。

(c) 必要な数の要員の収容

重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所で収容するための手段がある。この必要な数の要員を収容するために必要な資機材等は以下のとおり。

- ・放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）
- ・チェン징エリア用資機材
- ・飲料水，食料等

(d) 代替電源設備からの給電

緊急時対策所用代替電源設備による給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所用発電機
- ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク
- ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ

(e) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材等

「(a) 居住性の確保」のために使用する設備のうち，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所非常用送風機，緊急時対策所非常用フィルタ装置，緊急時対策所加圧設備，緊急時対策所用差圧計<sup>※3</sup>，酸素濃度計<sup>※3</sup>，二酸化炭素濃度計<sup>※3</sup>，緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは重大事故等対処設備と位置づける。

「(b) 必要な指示及び通信連絡手段の確保」のために使用する設備のうち，SPDS，衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯

型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は重大事故等対処設備と位置づける。

「(d) 代替電源設備からの給電」のために使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは重大事故等対処設備と位置づける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備において、発電所内外との通信連絡を行うことが可能であり、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため自主対策設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。

- ・無線連絡設備(固定型)
- ・送受信器(ページング)
- ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)
- ・テレビ会議システム(社内)
- ・加入電話設備(加入電話及び加入FAX)
- ・専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))

耐震SクラスではなくSs機能維持を担保できないが、使用可能であれば、発電所内外の通信連絡を行う手段として有効である。

対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、チェンジングエリア用資機材、飲料水、食料等は本条文【解釈】1c)、d)及びe)項を満足するための資機材等として位置付ける。

(添付資料1.18.1)

## b. 手順等

上記の「a. 緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。（第1.18.1-1表）

これらの手順は、重大事故等対応要員及び災害対策要員の対応として「重大事故等対策要領」に定める。

また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.18.1-2表、第1.18.1-3表）

また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、チェン징ングエリア用資機材、飲料水、食料等の管理、運用を実施する。

（添付資料1.18.4(1)～(5)）

## 1.18.2 重大事故等時の手順等

### 1.18.2.1 居住性の確保

重大事故等時においても、必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用発電機、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。

緊急時対策所付近（屋外）に設置する可搬型モニタリング・ポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、環境中に放射性物質が放出された場合、緊急時対策所加圧設備に

より希ガス等の放射性物質の取り込みを防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。

また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に取り込まれた場合においても、緊急時対策所エリアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の取り込みを低減する。

緊急時対策所が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。

これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。

#### (1) 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護

重大事故が発生するおそれがある場合等<sup>※1</sup>、発電所災害対策本部が緊急時対策所を使用するための準備として、緊急時対策所を立上げるために緊急時対策所非常用換気設備を運転する手順を整備する。

重大事故等時に、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等をプルームから防護し、緊急時対策所の居住性を確保するための手順を整備する。

※1 緊急時対策所を立上げる場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。

##### a. 緊急時対策所非常用換気設備運転手順

緊急時対策所非常用換気設備を起動し、通常運転から緊急時建屋加圧モードに切り替え、放射性物質の取り込みを低減するための手順を整備する。

常用電源設備が喪失した場合は、代替電源設備からの給電により、緊

急時対策所非常用換気設備を起動する。

(添付資料1.18.2(1)(2))

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象<sup>※2</sup>が発生したと判断した場合

※2 「原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4号のすべての項目」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号表イのすべての項目」

(b) 操作手順

緊急時対策所立上げ時の緊急時対策所非常用換気設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第18.2.1-1図に、手順のタイムチャートを第1.18.2.1-2図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊急時対策所非常用換気設備の起動を指示する。
- ② 災害対策要員は、キースイッチを「通常運転モード」から「緊急時建屋加圧モード」に切り替え、起動スイッチ操作により、緊急時対策所非常用換気設備の運転を開始する。
- ③ 災害対策要員は、流量が調整されていることを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は災害対策要員1名で行い、手順着手から流量の確認までの一連の操作完了まで約5分以内と想定する。

b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順

プルーム放出時に緊急時対策所等に加圧設備から空気を供給するための準備を行う手順を整備する。

(添付資料1.18.2(1)(2))

(a) 手順着手の判断基準

次のいずれかの場合に着手する。

- ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡があった場合、又は緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、災害対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、プルーム放出に備える必要があると判断した場合
- ・炉心損傷前であっても中央制御室から原子炉格納容器の破損が生じた旨の連絡があった場合又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、災害対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、プルーム放出に備える必要があると判断した場合

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧設備による空気供給準備の手順は以下のとおり。

緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順のタイムチャートを第1.18.2.1-2図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊急時対策所加圧設備の系統構成を指示する。
- ② 災害対策要員は、各部に漏えい等がないことを高圧空気ボンベ出口圧力にて確認する。

- ③ 災害対策要員は、「待機時高圧空気ボンベ出口圧力低(L)」及び「空気供給量低」警報をバイパスさせる。

(c) 操作の成立性

上記の対応は災害対策要員 2 名で行い、着手から漏えい等がないことの確認までの一連の操作完了まで 65 分以内と想定する。

c. 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順

プルーム放出のおそれがある場合、プルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。

(添付資料1.18.2(1)(2))

(a) 手順着手の判断基準

プルーム放出のおそれがある場合

具体的には、以下のいずれかに該当した場合

- ・プルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリング・ポストの指示値が有意な上昇傾向となった場合
- ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合又は緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、災害対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、プルーム放出に備える必要があると判断した場合
- ・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合又は緊急時対策所でのプラント状態監視



視の結果，災害対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ，プルーム放出に備える必要があると判断した場合

(b) 操作手順

プルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第18.2.1-3図に，手順のタイムチャートを第1.18.2.1-4図に示す。

- ① 災害対策本部長は，手順着手の判断基準に基づき，プルーム放出に備え，重大事故等対応要員等へパラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は可搬型モニタリング・ポストの監視強化を行う。
- ③ 災害対策要員は，加圧設備の操作要員を配置する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は緊急時対策所にて重大事故等対応要員1名及び災害対策要員1名で行う。室内での要員の配置等のみであるため，短時間での対応が可能であると想定する。

なお，直接線，スカイシャイン線により可搬型モニタリング・ポストのうち複数台の指示値上昇が予想されることから，緊急時対策所建屋付近に設置する可搬型モニタリング・ポスト以外の可搬型モニタリング・ポスト指示値も参考として監視する。

d. 緊急時対策所加圧設備への切替手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され，プルームが緊

急時対策所に接近した場合，緊急時対策所非常用換気設備からの給気を停止し，緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所等<sup>等</sup>を加圧すること<sup>こと</sup>で，緊急建屋加圧モード災害対策本部加圧モードに切り替える<sup>等</sup>手順を整備する。

(添付資料1. 18. 2(1) (2))

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合

- ・緊急時対策所<sup>等</sup>付近に設置する可搬型モニタリング・ポストが重大事故により指示値が20mSv/hとなった場合
- ・緊急時対策所エリアモニタが重大事故により指示値が0. 5mSv/hとなった場合
- ・炉心損傷を判断した場合<sup>※1</sup>において，サブプレッション・プール水位指示値が通常水位+6. 4m<sup>※2</sup>に到達した場合
- ・炉心損傷を判断した場合<sup>※1</sup>において，可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御ができず，原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）が供給された場合において，原子炉格納容器内の酸素濃度が4. 3%に到達した場合

※1 格納容器雰囲気放射線モニタ（CAMS）の $\gamma$ 線線量率が設計基準事故の追加放出量相当の10倍以上となった場合，又は格納容器雰囲気放射線モニタ（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。

※2 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器ベント（サブプレッション・プール水位指示値が通常水位+6. 5mにて実施）前に加圧設備への切り替え操作を行う。

(b) 操作手順

緊急時対策所非常用換気設備の緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所等を加圧する手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第18.2.1-3図に、切替手順のタイムチャートを第1.18.2.1-5図に示す。

(添付資料1.18.2(1)(2))

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所等の加圧開始を指示する。
- ② 災害対策要員は、キースイッチを「緊対建屋加圧モード」から「災害対策本部加圧モード」に切り替え、起動スイッチ操作により、緊急時対策所加圧設備の空気ボンベによる加圧を開始する。
- ③ 災害対策要員は、災害対策本部と隣接区画の差圧が正圧（約20Pa）であることを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所にて、災害対策要員1名で行い、一連の操作完了まで5分以内と想定する。このうち、緊急時対策所加圧設備の操作から正圧に達するまでの時間は1分未満である。

e. 緊急時対策所加圧設備の停止手順

緊急時対策所周辺から希ガス等の放射性物質の影響が減少した場合に緊急時対策所以外の建屋内のページを目的に、外気取り込み量を増加させた緊対建屋浄化モードに切り替え、建屋内の浄化後に緊急時対策所加

圧設備による緊急時対策所等の加圧を停止し、通常運転へ切り替る手順を整備する。

(添付資料1.18.2(1)(2))

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がプルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し、安定した場合

(b) 操作手順

外気取り込み量を増加させ緊急時対策所以外の建屋内をパージする浄化運転を行い、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備に切替える手順は以下のとおり。

緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第1.18.2.1-1図、第1.18.2.1-6図に、タイムチャートを第1.18.2.1-7図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替えを指示する。
- ② 災害対策要員は、キースイッチを「災害対策本部加圧モード」から「緊急時建屋浄化モード」に切り替え、起動スイッチ操作により自動シーケンスにて、建屋浄化モード運転を開始する。
- ③ 災害対策要員は、建屋内の浄化運転が1時間継続されたことを確認し、キースイッチを「緊急時建屋浄化モード」から「緊急時建屋加圧モード」に切り替え、起動スイッチ操作により自動シーケンスにて、緊急時対策所非常換気設備の運転を開始する。
- ④ 災害対策要員は、流量が調整されていることを確認する。

なお、緊急時対策所非常用換気設備を起動した後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(2) 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 a. 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所内にて、災害対策要員 1 名で行い、一連の操作完了まで 67 分以内と想定する。

なお、緊急時対策所非常用換気設備への切替えを判断する場合は、可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所建屋付近に設置する可搬型モニタリング・ポスト以外の可搬型モニタリング・ポストの指示値も参考として監視する。

(2) 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定

a. 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

酸素欠乏症防止のため、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象<sup>\*2</sup>が発生したと判断した場合

(b) 操作手順

緊急時対策所の酸素濃度又は二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。

① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員

に緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。

- ② 災害対策要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。
- ③ 災害対策要員は、緊急時対策所の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が0.5%を超えるおそれがある場合は、風量調整ダンパの開度調整により、換気率を調整する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所にて災害対策要員1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁の開度調整のみであるため、短時間での対応が可能である。

b. 緊急時対策所加圧設備運転中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

緊急時対策所加圧設備運転中に緊急時対策所の居住性が確保されていることを確認するため、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所加圧設備を運転している場合

(b) 操作手順

緊急時対策所の酸素濃度又は二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員

に緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。

- ② 災害対策要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。
- ③ 災害対策要員は、緊急時対策所の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合は、流量制御ユニットの開度調整により、空気流入量を調整する。

### (3) 放射線量の測定

「原子力災害対策特別措置法第10条」特定事象が発生した場合に、緊急時対策所への放射性物質等の取り込み量を微量のうちに検知するため、緊急時対策所へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を整備する。

なお、緊急時対策所建屋付近（屋外）に設置する可搬型モニタリング・ポストについても緊急時対策所等を加圧するための判断に用いる。

#### a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順

##### (a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象<sup>※2</sup>が発生したと判断した場合

##### (b) 操作手順

緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.2.1-8図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、緊急時対策所に緊急時対策所エリアモニタを設置し起動する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は緊急時対策所にて重大事故等対応要員1名で行い、一連の操作完了まで10分以内と想定する。

b. 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順

緊急時対策所付近に可搬型モニタリング・ポストを設置する手順は「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な情報の把握及び通信連絡

重大事故等時に、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所のSPDS及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。

重大事故等時において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をするある場所と通信連絡を行う。

全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所のSPDS及び通信連絡設備を使用する。

(添付資料1.18.3)



(1) 必要な情報の把握

重大事故等時に、緊急時対策所の緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータを監視する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

緊急時対策所を立上げた場合

b. 操作手順

緊急時対策支援システム伝送装置については、常時、伝送が行われており、SPDSデータ表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。

SPDSの概要を第1.18.2.2-1図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づきSPDSデータ表示装置によるプラントパラメータの監視を災害対策要員に指示する。
- ② 災害対策要員は、SPDSデータ表示装置の接続を確認し、端末（PC）を起動する。
- ③ 災害対策要員は、SPDSデータ表示装置にて各パラメータを監視する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所にて災害対策要員1名で行う。

室内での装置の起動操作のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。

## (2) 対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等時に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

(添付資料1.18.4(9))

## (3) 通信連絡

重大事故等時に、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外との通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

### 1.18.2.3 必要な数の要員の収容

緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために、必要な現場作業を行う要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。

要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員との輻輳を避けるレイアウトとなるように考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようにトイレ、休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、チェン징ングエリア用資機材、飲料水及び食料等を整備し、維持、管

理する。

(1) 緊急時対策所にとどまる要員

a. 緊急時対策所にとどまる要員数

プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員46名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な現場作業等を行う要員18名の合計64名と想定している。

プルーム放出のおそれがある場合、災害対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（100名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

(添付資料1.18.4(10))

b. ベント実施によるプルーム通過時に要員が一時退避する対応の手順

原子炉格納容器ベントを実施する場合に備え、プルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避する手順及び緊急時対策所にとどまる要員が緊急時対策所に一時退避する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

① 緊急時対策所にとどまる必要のない要員の発電所外への一時退避

以下のいずれかの状況に至った場合

- ・炉心損傷を判断した場合<sup>\*1</sup>において、サプレッション・プール水位指示値が通常水位+4.5m<sup>\*2</sup>に到達した場合
- ・原子炉格納容器酸素濃度の上昇速度から緊急時対策所にとどまる要員以外の要員が発電所外へ一時退避の必要があると判断し

た場合

※1 格納容器雰囲気放射線モニタ（CAMS）の $\gamma$ 線線量率が設計基準事故の追加放出量相当の10倍以上となった場合，又は格納容器雰囲気放射線モニタ（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合

※2 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器ベントの前に，確実に発電所外への退避が行えるよう設定

なお，サプレッション・プール水位が通常水位+4.5mから+6.5mに到達するまでは評価上約6.5時間である。

② 緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への一時退避

以下のいずれかの状況に至った場合

・炉心損傷を判断した場合<sup>※1</sup>において，サプレッション・プール水位指示値が通常水位+5.5m<sup>※3</sup>に到達した場合。

・原子炉格納容器酸素濃度の上昇速度から緊急時対策所にとどまる要員以外の要員が発電所外へ一時退避の必要があると判断した場合

※3 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの前に，確実に緊急時対策所への退避が行えるよう設定

なお，サプレッション・プール水位が通常水位+5.5mから+6.5mに到達するまでは評価上約3時間である。

(b) 操作手順

プルーム通過時に要員が一時退避する対応の手順は以下のとおり。

① 災害対策本部長は，手順着手の判断基準に基づきプルーム通過時に緊急時対策所にとどまる必要のない要員又はとどまる要員の

一時退避に関する判断を行う。

- ② 災害対策本部長は、プルーム通過時に緊急時対策所にとどまる必要のない要員又はとどまる要員を明確にする。
- ③ 災害対策本部長は、一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ発電所外の放射性物質による影響の少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への避難を指示する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所での災害対策本部長による判断及び指示のみであるため短時間での対応が可能である。

(2) 放射線管理

- a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）及びチェンジングエリア用資機材の維持管理

7日間外部からの支援がなくとも対策要員が使用するのに十分な数量の装備（タイベック、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。

放射線管理班は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材（電離箱サーベイメータ等）を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。

(添付資料 1.18.4(7))

b. チェンジングエリアの設置及び運用手順

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置及び運用する手順を整備する。

(添付資料1. 18. 4(8))

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象<sup>※4</sup>が発生したと判断した場合

※4 「原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4号のすべての項目」  
及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が  
通報すべき事象等に関する規則第7条第1号表イのすべての項目」

(b) 操作手順

チェンジングエリアを設置及び運用するための手順は以下のとおり。

チェンジングエリア設置手順のタイムチャートを第1. 18. 2. 3-1図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、チェンジングエリアの設置を指示する。事象進展の状況、参集済みの要員数及び重大事故等対応要員が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに設営を行う。
- ② 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア用資機材を準備し、

設置場所に移動する。

- ③ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリアの床・壁等のシート養生の状態を確認する。
- ④ 重大事故等対応要員は必要に応じシートの再養生を行い、チェンジングエリアが使用可能であることを確認する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリアに脱衣収納袋、各エリア間の境界にバリア、粘着マット等を設置する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

#### (c) 操作の成立性

上記の対応は、重大事故等対応要員2名で行い、一連の操作完了まで20分以内と想定する。運用に関しては、チェンジングエリア内に掲示した案内に基づき、汚染の確認を速やかに実施することができる。

チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、要員や物品の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、重大事故等対応要員2名が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。

なお、身体の汚染検査を待つ現場作業を行う要員等は、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所で待機する。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、クリーンウエスでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シ

ャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

### (3) 飲料水，食料等の維持管理

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに、通常時から維持，管理する。

庶務班は、重大事故等時には、食料等の支給を適切に運用する。

(添付資料 1.18.4(9))

放射線管理班は、適切な頻度で緊急時対策所の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。

ただし、緊急時対策所の空气中放射性物質濃度が目安 ( $1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 未満) よりも高くなった場合であっても、災害対策本部長の判断により必要に応じて飲食を行う。

#### 1.18.2.4 代替電源設備からの給電

緊急時対策所は、通常、常用電源設備から給電するが、常用電源設備からの受電が喪失した場合は、代替電源設備として緊急時対策所用常設代替電源設備により緊急時対策所へ給電する。

##### (1) 緊急時対策所用常設代替電源設備による給電

常用電源設備からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所用常設代替電源設備である緊急時対策所用発電機（(A) 又は (B)）の1個が自動起動することにより緊急時対策所へ給電する。緊急時対策所電源系統概略図を第1.18.2.4-1図に示す。

自動起動する緊急時対策所用発電機（(A) 又は (B)）が故障等によ



り起動しない場合又は停止した場合は、自動起動しない緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））を緊急時対策所の操作盤から手動起動することにより給電する。

緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の運転中は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（（A）又は（B））から緊急時対策所用発電機給油ポンプ（（A）又は（B））により、自動で燃料給油を行うため、給油の操作は必要ない。緊急時対策所燃料系統概略図を第1.18.2.4-2図に示す。

なお、データ伝送設備については、緊急時対策所建屋の無停電電源装置から電源供給されているため、緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））が自動起動又は手動起動するまでの間の電圧低下時においても、データ伝送は途切れなく行うことができる。

#### a. 緊急時対策所用発電機による給電手順

緊急時対策所を使用する際に、常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））による給電を確認する手順及び自動起動しない緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の手動起動手順を整備する。

##### (a) 手順着手の判断基準

**【常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する手順の判断基準】**

緊急時対策所の使用を開始した場合

**【緊急時対策所用発電機の手動起動手順の判断基準】**

常用電源設備からの受電が喪失し、自動起動する緊急時対策所用発

電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合

(b) 操作手順

常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する手順及び緊急時対策所用発電機の手動起動手順の概要は以下のとおり。常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する場合のタイムチャートを第1.18.2.4-3図に示す。緊急時対策所用発電機の手動起動手順の概略図を第1.18.2.4-4図に、タイムチャートを第1.18.2.4-5図に示す。

【常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する手順】

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき災害対策要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。
- ② 災害対策要員は、災害対策本部長に常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の受電遮断器が投入されていることを確認し、常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））により給電が行われていること、電圧及び周波数を確認し報告する。

【緊急時対策所用発電機の手動起動手順】

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき災害対策要員に緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の手動起動による給電開始を指示する。
- ② 災害対策要員は、緊急時対策所の操作盤にて、常用電源設備及び自動起動する緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の受

電遮断器の「切」操作を行う。（又は「切」を確認する。）

- ③ **災害対策要員**は、緊急時対策所の操作盤にて、自動起動する緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の「停止」操作を行う。（又は「停止」を確認する。）
- ④ **災害対策要員**は、緊急時対策所の操作盤にて、自動起動しない緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の起動操作を行い、自動で受電遮断器が投入され給電が行われたこと、電圧及び周波数を確認し報告する。

(c) 操作の成立性

【常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する手順】

**災害対策要員**1名で行い、常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電状態を確認するまでの一連の操作完了まで3分以内と想定する。暗所においても円滑に対応できるように、ヘッドライト等を配備する。

【緊急時対策所用発電機の手動起動手順】

**災害対策要員**1名で行い、緊急時対策所用発電機の手動起動による給電は一連の操作完了まで10分以内と想定する。暗所においても円滑に対応できるように、ヘッドライト等を配備する。

(d) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時に常用電源設備からの受電が喪失した場合の対応手段の選択方法は、選択スイッチにて、緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の自動起動する号機を選択し、常用電源設備からの受電が喪失した場合は、選択している緊急時対策所用発電機（（A）又は

(B) から給電する。

自動起動する緊急時対策所用発電機（(A) 又は (B)）が故障等により起動しない場合又は停止した場合は、自動起動しない緊急時対策所用発電機（(A) 又は (B)）を手動起動することにより給電する。

#### 1.18.2.5 その他の手順項目について考慮する手順

緊急時対策所加圧設備の操作等の判断に係る計装設備に関する手順は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

第 1.18.1-1 表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順  
 対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (1/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備		整備する手順書 <sup>※1</sup>	
居住性の確保	-	緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護	主要設備	緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所非常用送風機 <sup>※2</sup> 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所加圧設備 <sup>※2</sup> 緊急時対策所用差圧計	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	緊急時対策所給気・排気配管 緊急時対策所給気・排気隔離弁 <sup>※2</sup> 緊急時対策所加圧設備(配管・弁) <sup>※2</sup>		
		緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定	主要設備	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
		放射線量の測定	主要設備	緊急時対策所エリアモニタ可搬型モニタリング・ポスト <sup>※3</sup>	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

- ※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。
- ※2 緊急時対策所用発電機により給電する。
- ※3 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順については「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。
- ※4 対策の検討に必要な資料, 放射線管理用資機材(線量計及びマスク等), チェンジングエリア用資機材, 飲料水, 食料等は本条文【解釈】1c), d)及びe)項を満足するための資機材等として位置付ける。
- ※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
- ※6 通信連絡手段に関する手順については「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第1.18.1-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (2/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備		整備する手順書 <sup>※1</sup>	
必要情報の把握及び通信連絡	—	必要な情報の把握	主要設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) <sup>※2</sup>	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	無線通信装置 無線通信装置用アンテナ 安全パラメータ表示システム (SPDS) ~無線通信装置用アンテナ電 非常用交流電源設備 <sup>※5</sup> ・2D非常用ディーゼル発電機 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 常設代替交流電源設備 <sup>※5</sup> ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 <sup>※5</sup> ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ		
	—	対策の検討に必要な資料の整備	対策の検討に必要な資料 <sup>※4</sup>		— <sup>※4</sup>	重大事故等対策要領

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 緊急時対策用発電機により給電する。

※3 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順については「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

※4 対策の検討に必要な資料, 放射線管理用資機材 (線量計及びマスク等), チェンジングエリア用資機材, 飲料水, 食料等は本条文【解釈】1c), d) 及びe) 項を満足するための資機材等として位置付ける。

※5 代替電源に関する手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※6 通信連絡手段に関する手順については「1.19通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第1.18.1-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順

対応手段，対応設備，手順書一覧（3/4）

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備	整備する手順書 <sup>*1</sup>
必要情報の把握及び通信連絡	送受信器（ページング） 電力保安通信用 電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX） テレビ会議システム（社内） 加入電話設備（加入電話及び 加入FAX） 専用電話設備（専用電話（ホ ットライン）（自治体向））	通信連絡	主要設備 衛星電話設備（固定型） <sup>*2*6</sup> 衛星電話設備（携帯型） <sup>*6</sup> 無線連絡設備（携帯型） <sup>*6</sup> 携行型有線通話装置 <sup>*6</sup> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信 連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及 びIP-FAX） <sup>*2*6</sup>	重大事故等 対処設備  重大事故等対 策要領
			関連設備 専用接続箱～専用接続箱電路 衛星電話設備（屋外アンテナ） <sup>*2</sup> 衛星電話設備（固定型）～衛星電話設備（屋 外アンテナ）電路 衛星制御装置 <sup>*2</sup> 衛星無線通信装置 <sup>*2</sup> 通信機器 <sup>*2</sup> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信 連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及 びIP-FAX）～衛星無線通信装置電路	
			無線連絡設備（固定型） <sup>*2*6</sup> 送受信器（ページング） <sup>*6</sup> 電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末 及びFAX） <sup>*6</sup> テレビ会議システム（社内） <sup>*2*6</sup> 加入電話設備（加入電話及び加入FAX） <sup>*2*6</sup> 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公 共団体向）） <sup>*6</sup>	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 緊急時対策所用発電機により給電する。

※3 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順については「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

※4 対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（線量計及びマスク等），チェンジングエリア用資機材，飲料水，食料等は本条文【解釈】1c），d）及びe）項を満足するための資機材等として位置付ける。

※5 代替電源に関する手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※6 通信連絡手段に関する手順については「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第1.18.1-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順

対応手段，対応設備，手順書一覧（4/4）

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備		整備する手順書 <sup>*1</sup>	
必要の収容の要	-	放射線管理	放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）	— <sup>*4</sup>	重大事故等対策要領	
		飲料水，食料等の維持管理	チェンジングエリア用資機材 飲料水，食料等	— <sup>*4</sup>	重大事故等対策要領	
代替電源設備からの給電	常用電源設備	緊急時対策所用常設代替電源設備による給電	主要設備	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（以下「メタルクラッド開閉装置」を「M/C」という。）電路 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ（以下「パワーセンタ」を「P/C」という。）電路 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モーターコントロールセンタ（以下「モーターコントロールセンタ」を「MCC」という。）電路 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路 緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機流路 緊急時対策所用M/C電圧計		

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 緊急時対策所用発電機により給電する。

※3 可搬型モニタリング・ポストを設置する手順については「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

※4 対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（線量計及びマスク等），チェンジングエリア用資機材，飲料水，食料等は本条文【解釈】1c），d）及びe）項を満足するための資機材等として位置付ける。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※6 通信連絡手段に関する手順については「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。



第1.18.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/3)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.18.2.1 居住性の確保 (1) 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護			
緊急時対策所加圧設備への切替準備手順	判断基準	緊急時対策所建屋付近の放射線量率	
	操作	炉心損傷	
		原子炉格納容器破損	
緊急時対策所加圧設備への切替手順	判断基準	緊急時対策所建屋付近の放射線量率	
		原子炉格納容器内の水位	
	操作	原子炉格納容器内の酸素濃度	
		炉心損傷	
		原子炉格納容器破損	
		緊急時対策所加圧設備使用時の空気流入率	
	操作	緊急時対策所の環境監視	
		緊急時対策所建屋付近の放射線量率	
	緊急時対策所加圧設備の停止手順	判断基準	緊急時対策所建屋付近の放射線量率
			緊急時対策所建屋付近の放射線量率
操作		緊急時対策所換気空調設備使用時の換気率	
		緊急時対策所の環境監視	
		緊急時対策所換気空調設備使用時の換気率	

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※2 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 8.1 放射線管理設備」にて示す。
- ※3 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 10.9 緊急時対策所」にて示す。

第1.18.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (2/3)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.18.2.1 居住性の確保 (2) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定			
a. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準	-	
	操作	緊急時対策所非常用換気空調設備使用時の換気率	緊急時対策所非常用給気ファン用流量計 緊急時対策所用差圧計※3
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計※3
			二酸化炭素濃度計※3
b. 緊急時対策所加圧設備運転中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準	緊急時対策所加圧設備使用時の運転状態	
	操作	緊急時対策所加圧設備使用時の空気流入量	空気ポンペ流量調整用流量計 緊急時対策所用差圧計※3
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計※3
			二酸化炭素濃度計※3

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※2 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 8.1 放射線管理設備」にて示す。
- ※3 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 10.9 緊急時対策所」にて示す。

第1.18.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (3/3)

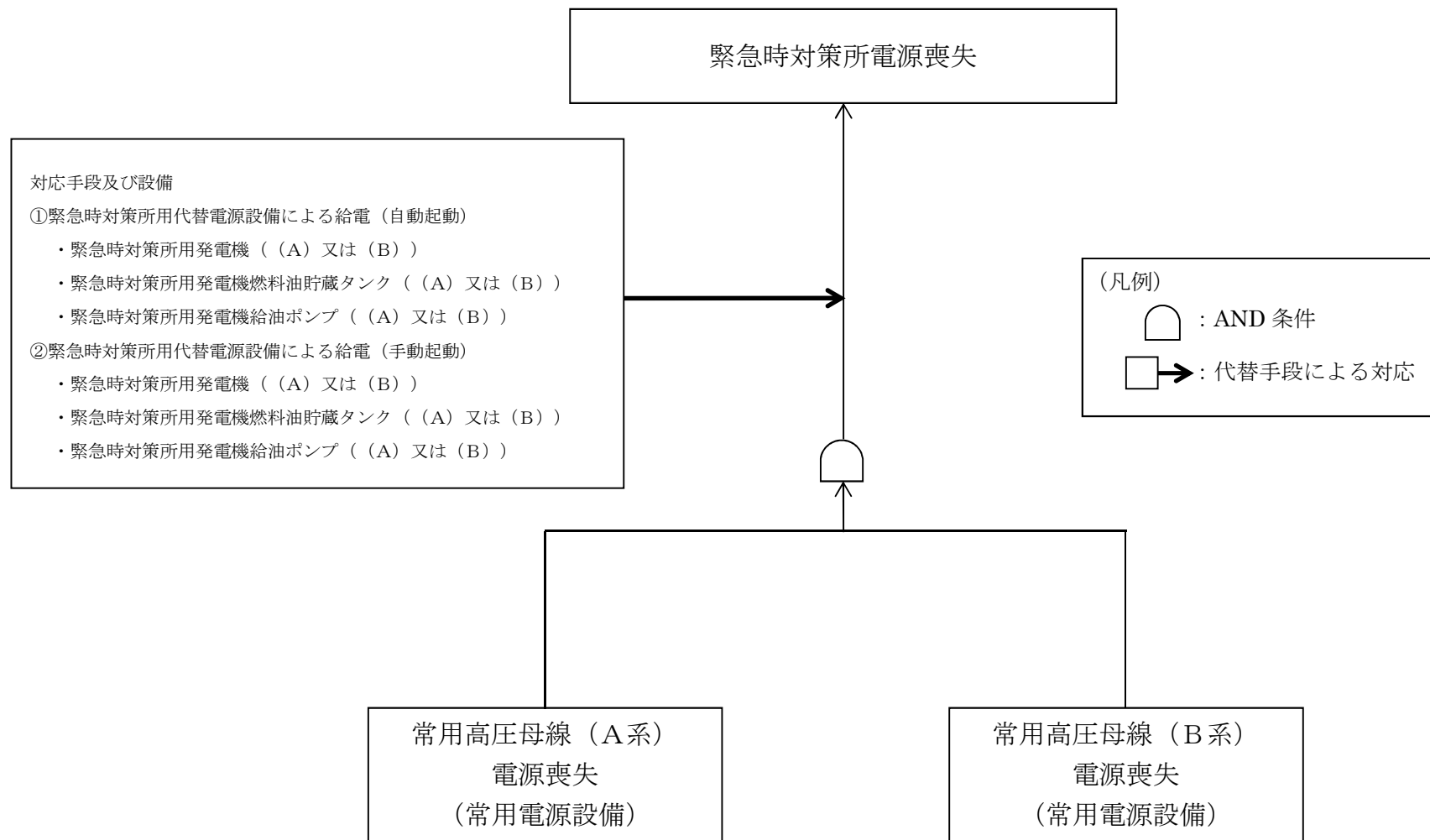
対処手順	重大事故等の対処に必要なとなる監視項目		監視計器
1.18.2.3 必要な数の要員の収容 (1) 緊急時対策所にとどまる要員			
b. ベント実施によるブルーム通過時に要員が一時退避する対処の手順	基準判断	原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・プール水位※1
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) ※1
	操作	避難指示	—
1.18.2.4 代替電源設備からの給電 (1)緊急時対策所用代替電源設備による給電			
a. 緊急時対策所用発電機による給電手順	基準判断	電源	・緊急時対策所用M/C電圧計※3
	操作	電源	・緊急時対策所用M/C電圧計※3 ・緊急時対策所用発電機 (A) 又は (B) 電圧計, 周波数計

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※2 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり, 重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は, 「添付資料八 8.1 放射線管理設備」にて示す。
- ※3 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり, 重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は, 「添付資料八 10.9 緊急時対策所」にて示す。

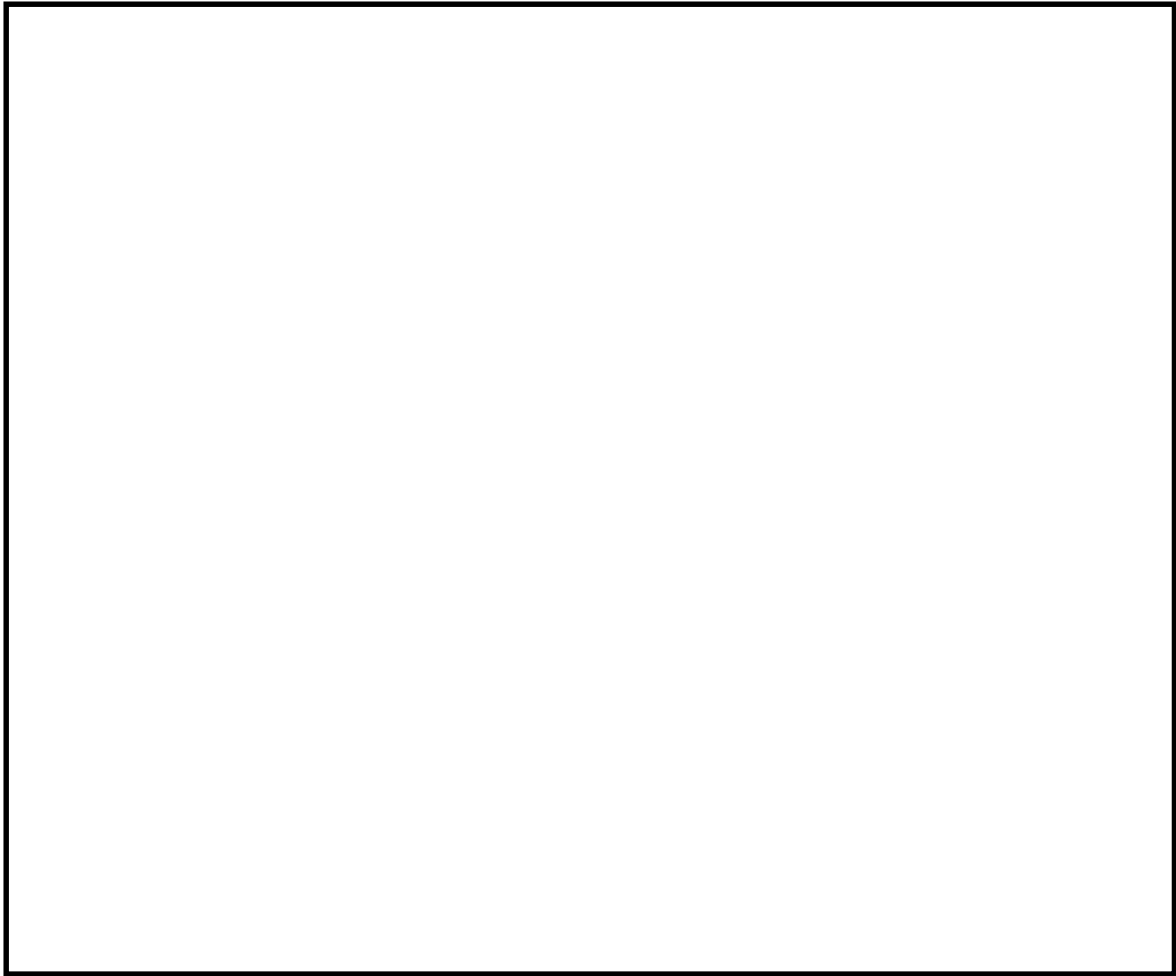
第 1.18.1-3 表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
【1.18】 緊急時対策所の居住性等 に関する手順等	緊急時対策所非常用 送風機	緊急時対策所用MCC
	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策所用MCC
	SPDS データ表示装置	緊急時対策所用MCC

※通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。



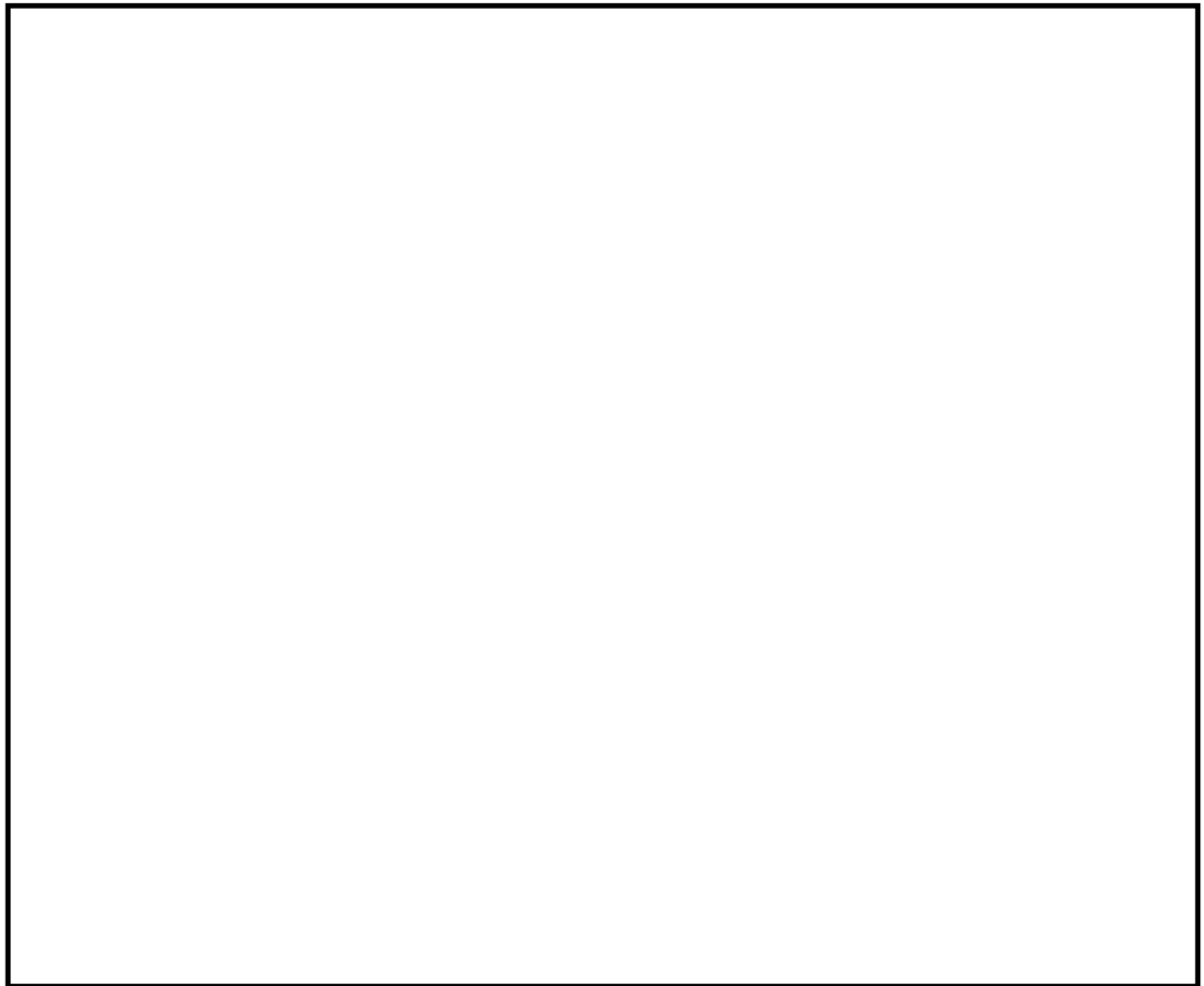
第1.18.1-1図 機能喪失原因対策分析



第 1.18.2.1-1 図 重大事故等時の緊急時対策所 非常用換気設備の概要図  
(緊急建屋加圧モード)

手順の項目	実施箇所・必要要員数	経過時間 (分)																備考
		2	4	6	8	10	30	60	70	80								
		緊急時対策所立上げ		非常用換気設備起動指示				非常用換気設備起動 (約 5分)				加圧準備指示				空気供給の準備完了 (約 65分)		
緊急時対策所非常用換気設備運転手順	災害対策要員	1	非常用換気設備操作盤へ移動		キースイッチ切り替え操作		非常用換気設備起動確認(流量確認)											
緊急時対策所加圧設備による空気供給準備作業手順	災害対策要員	2					加圧空気ボンベラック室へ移動								加圧設備の系統構成、漏えい確認			

第1.18.2.1-2図 緊急時対策所非常用換気設備運転及び加圧設備による空気供給準備手順タイムチャート



第 1. 18. 2. 1-3 図 重大事故等時の緊急時対策所 非常用換気設備の概要図  
(災害対策本部加圧モード)

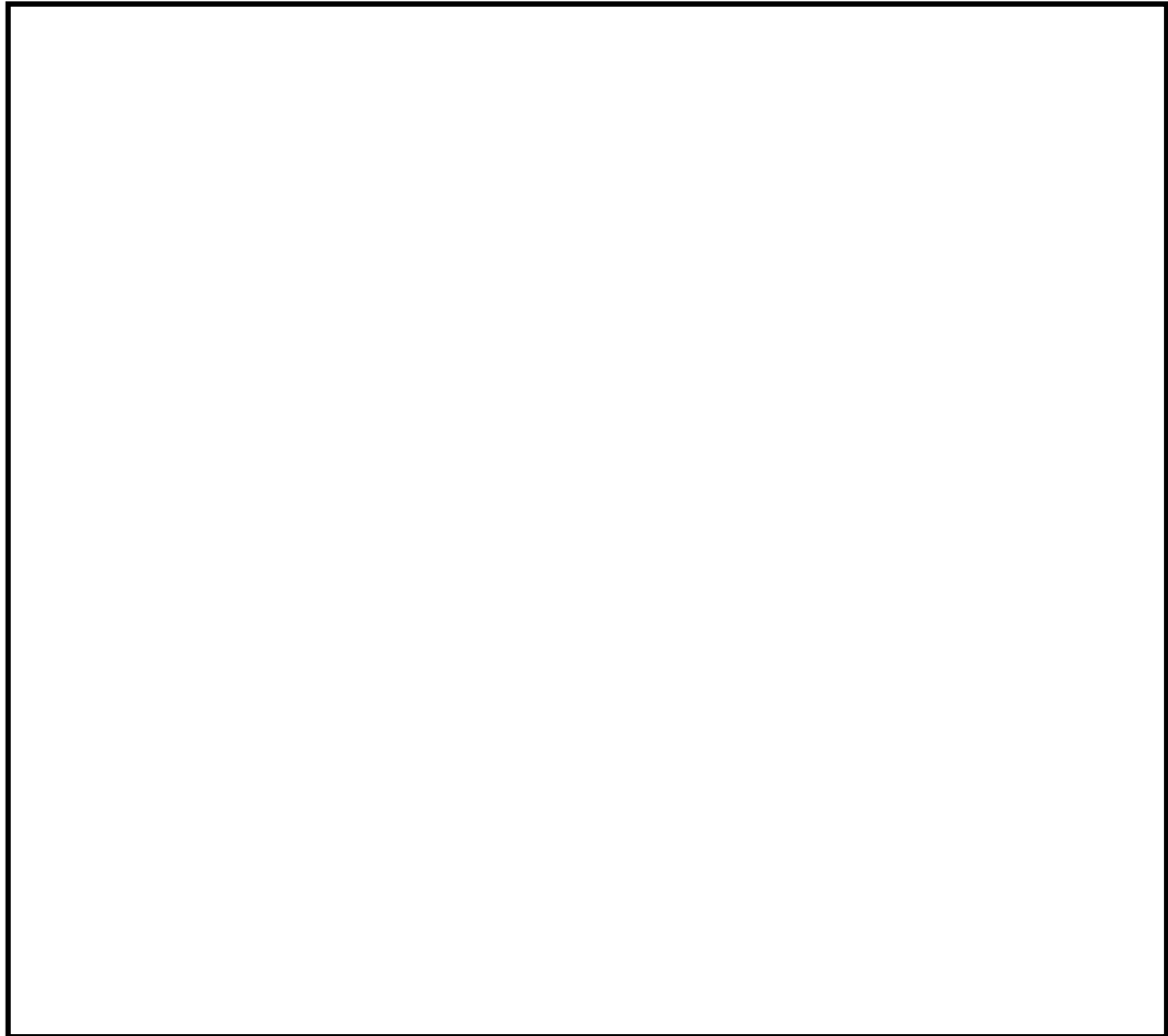
		経過時間 (分)										備考	
		5	10	15	20	25	30	35	40	45			
手順の項目	実施個所・必要要員数	監視強化, 要員配置指示											
緊急時対策所非常用換気設備から加圧設備への切替準備作業	重大事故等対応要員 災害対策要員	2	パラメータ監視及び加圧操作要員配置										
			監視 (エリアモニタ指示, 記録計)										

第1. 18. 2. 1-4図 緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替準備手順タイムチャート

手順の項目		実施箇所・必要要員数	経過時間(分)									備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
			加圧指示				加圧設備運転(約5分)						
緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順	災害対策要員	1	非常用換気設備操作盤へ移動										
			キースイッチ切り替え操作(加圧開始)										
			圧力確認										

第1.18.2.1-5図 緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順タイムチャート





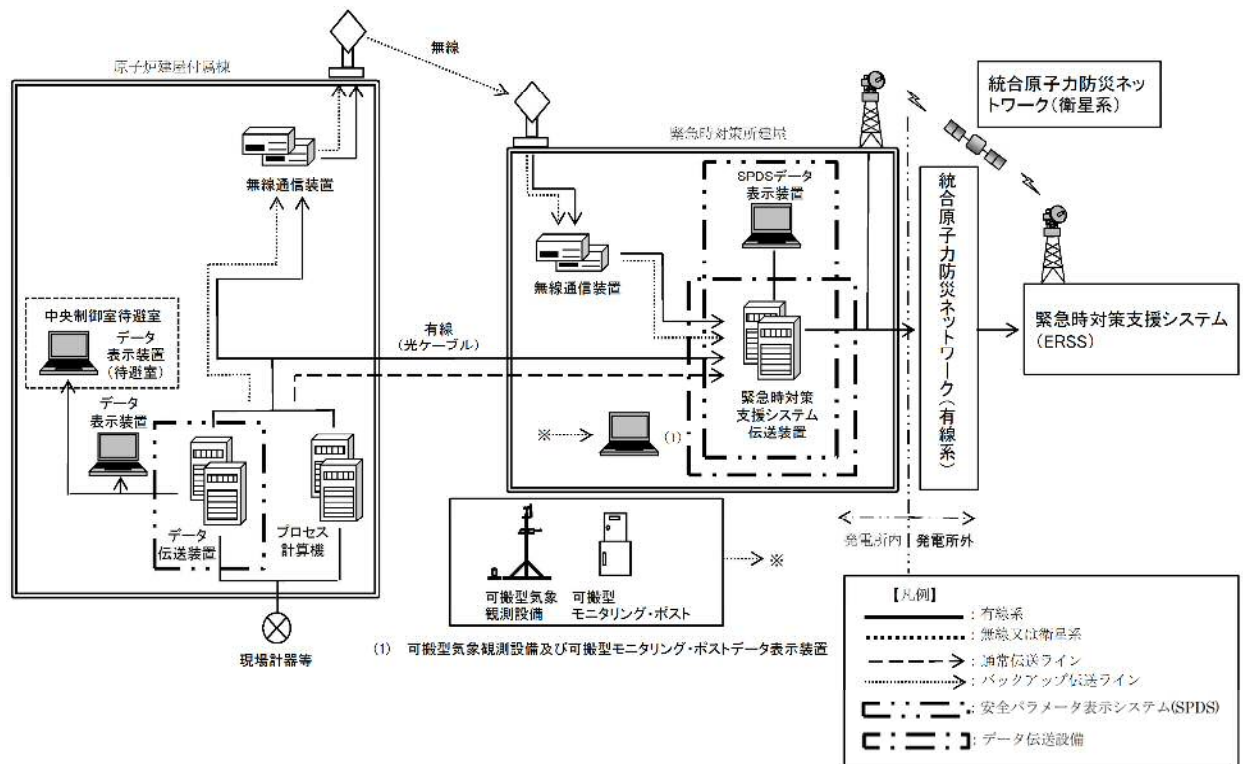
第 1. 18. 2. 1-6 図 重大事故等時の緊急時対策所 非常用換気設備の概要図  
(建屋浄化モード)

		経過時間 (分)										備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考	
手順の項目	実施箇所・必要要員数	切替指示 ▽										非常用換気設備起動 (約 67 分)	
緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替手順	庶務班員等 1												

第 1. 18. 2. 1-7 図 緊急時対策所加圧設備の停止手順タイムチャート

		経過時間 (分)												備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
手順の項目	実施箇所・必要要員数	緊急時対策所立上げ 設置指示										エアロモニタ 設置完了(約10分)		
緊急時対策所エアロモニタ 設置手順	重大事故等対応要員 1	資機材準備												
		専用ケーブル、電源コンセントの接続												
		エアロモニタ起動操作												

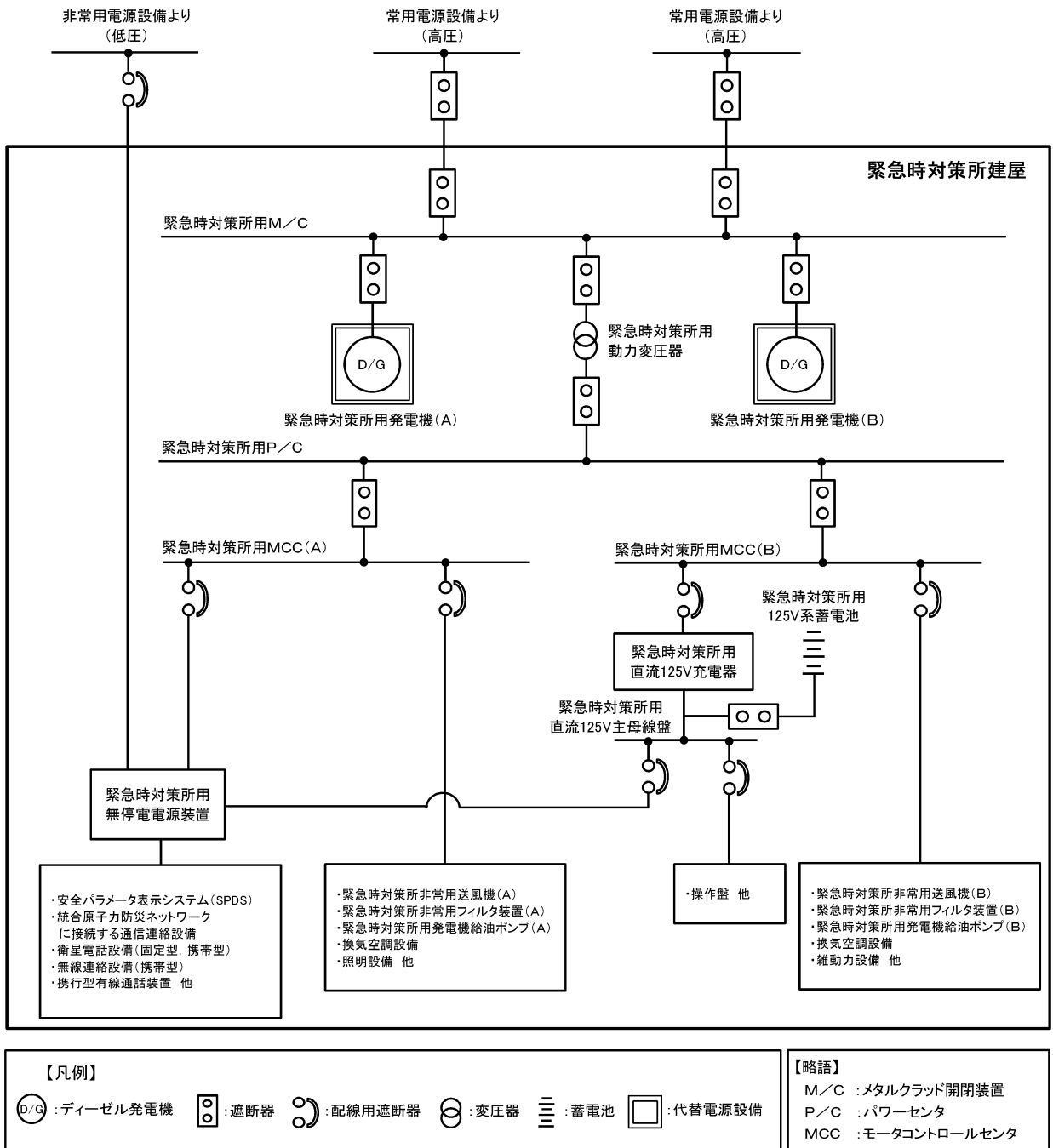
第1.18.2.1-8図 緊急時対策所エアロモニタ設置手順タイムチャート



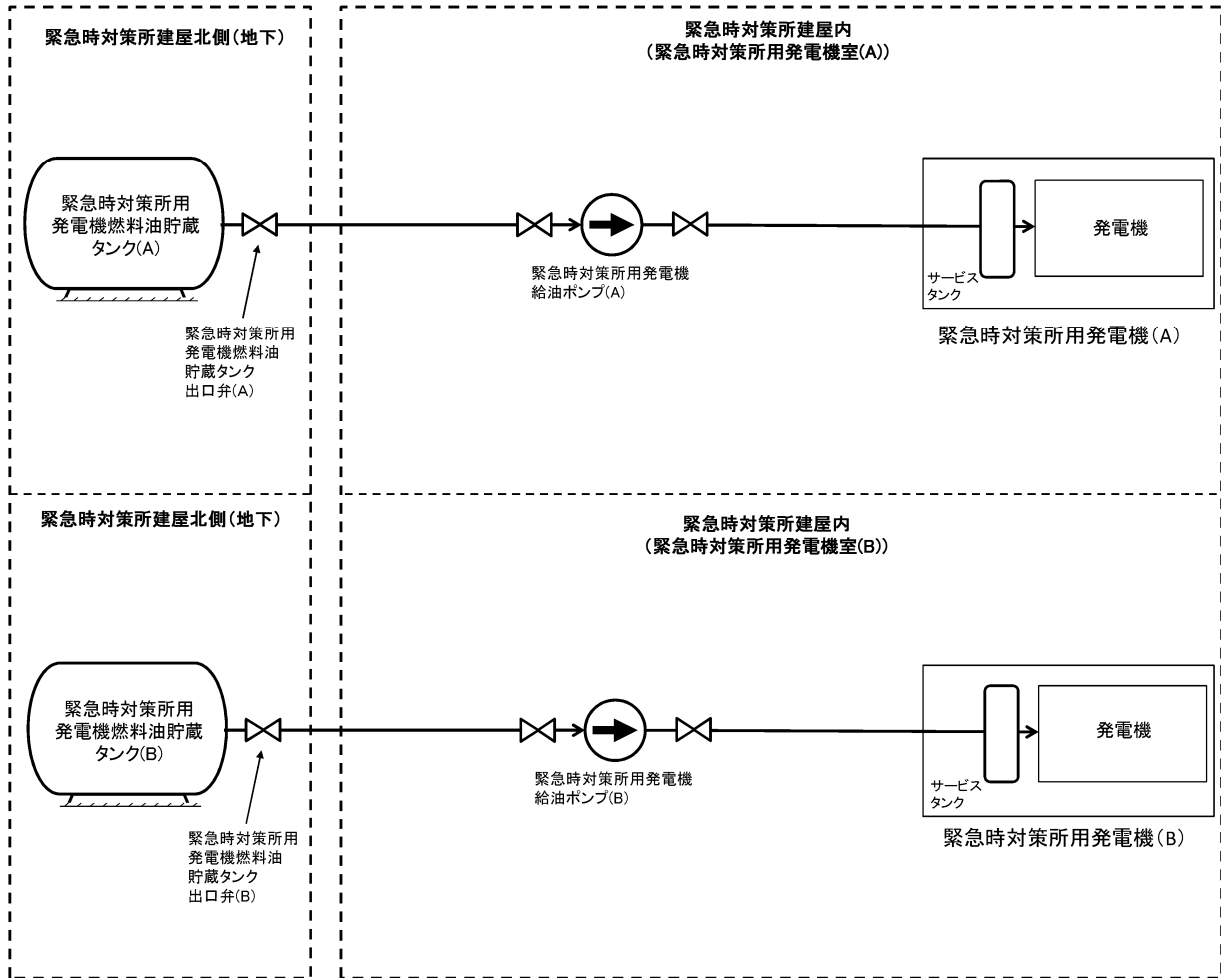
第1.18.2.2-1図 SPDSの概要

		経過時間 (分)										備考
		5	10	15	20	25	30	35	40	45		
手順の項目	実施箇所・必要員数	緊急時対策所立上げ チェンジングエリア設置指示										
チェンジングエリア 設置手順	重大事故等対応要 員班	2	資機材準備, 移動									
					壁・床面養生確認及び脱衣収納袋, 境界バリア, 粘着マット等設置							
					GM汚染サーベイメータ等設置							
▽ チェンジングエリア設置完了 (約 20 分)												

第1. 18. 2. 3-1図 緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート



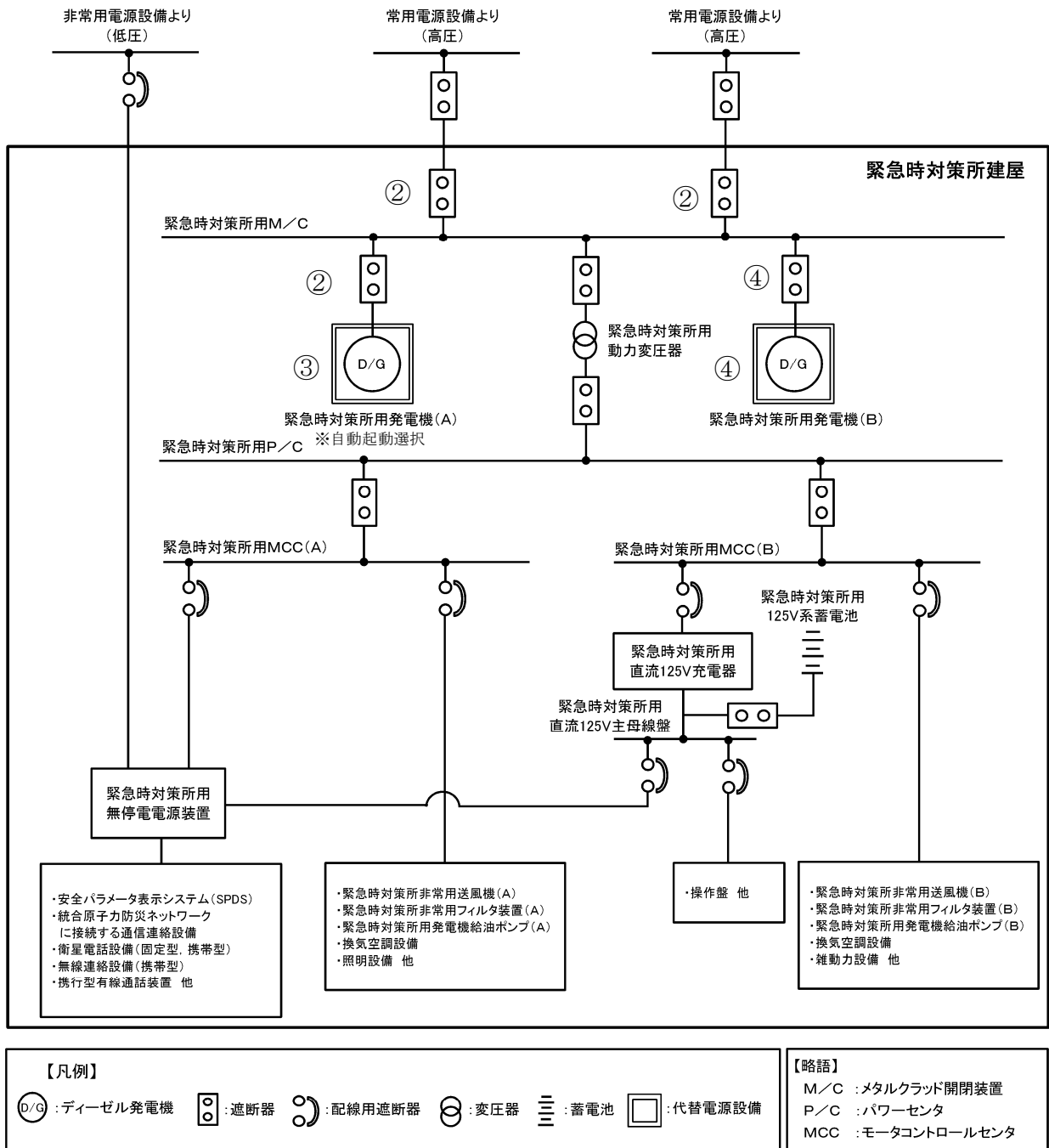
第1.18.2.4-1図 緊急時対策所電源系統概略図



第1.18.2.4-2図 緊急時対策所燃料系統概略図

		経過時間 (分)									備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
手順の項目	実施箇所・必要員数	緊急時対策所立上げ 確認指示	緊急時対策所用発電機（（A）又は（B）） の自動起動による給電（約3分）									
緊急時対策所用発電機による給電（自動起動）	災害対策要員	1	緊急時対策所の操作盤に移動									
			遮断器及び緊急時対策所用発電機（（A）又は（B））の状態確認									

第1.18.2.4-3図 常用電源設備または自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する手順タイムチャート



※○数字は、緊急時対策所用発電機(A)を自動起動とし、緊急時対策所用発電機(B)を手動起動する場合の給電手順にて、操作する遮断器及び機器を示す。

第1.18.2.4-4図 緊急時対策所用発電機の手動起動による給電手順の概略図



		経過時間 (分)										備考	
		2	4	6	8	10	12	14	16	18			
手順の項目	実施箇所・必要要員数	▽ 起動指示					▽ 緊急時対策所用発電機 (A) 又は (B) の手動起動による給電 (約 10 分)						
緊急時対策所用発電機による給電 (手動起動)	災害対策要員	1	緊急時対策所の操作盤に移動										
			遮断器「切」操作及び緊急時対策所用発電機 (A) 又は (B) の「停止操作」、状態確認			起動準備							
						緊急時対策所用発電機 (A) 又は (B) の手動起動、受電操作							

第1.18.2.4-5図 緊急時対策所用発電機の手動起動による給電手順  
タイムチャート